

**「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」中間取りまとめ（案）に対する意見募集において  
提出された御意見及び御意見に対する考え方**

**1 意見募集期間**

平成25年6月4日から同年6月18日まで

**2 意見提出者（合計81者）（五十音順）**

**（1）放送事業者等（60者）**

○AM放送事業者（単営）（9者）： （株）アール・エフ・ラジオ日本、（株）STVラジオ、大阪放送（株）、（株）CBCラジオ、（株）TBSラジオ&コミュニケーションズ、（株）ニッポン放送、（株）文化放送、（株）ラジオ福島、（株）和歌山放送

○AM放送事業者（ラテ兼営）（18者）： RKB毎日放送（株）、青森放送（株）、（株）秋田放送、朝日放送（株）、北日本放送（株）、九州朝日放送（株）、（株）高知放送、（株）山陰放送、四国放送（株）、静岡放送（株）、（株）中国放送、南海放送（株）、西日本放送（株）、福井放送（株）、北海道放送（株）、（株）毎日放送、山口放送（株）、（株）山梨放送

○FM放送事業者（21者）： （株）エフエム愛知、（株）エフエム青森、（株）エフエム岩手、（株）エフエム愛媛、（株）エフエム大分、（株）エフエム大阪、（株）エフエム香川、（株）エフエム鹿児島、（株）エフエム熊本、（株）エフエム佐賀、（株）エフエム山陰、（株）エフエム東京、（株）エフエム徳島、（株）エフエム長崎、（株）エフエム福岡、（株）エフエム宮崎、（株）エフエムラジオ新潟、岡山エフエム（株）、静岡エフエム放送（株）、兵庫エフエム放送（株）、広島エフエム放送（株）

○短波放送事業者（1者）： （株）日経ラジオ社

○その他放送事業者等（11者）： いわて災害コミュニティメディア連携・連絡協議会、（株）エフエムあやべ、（株）エフエムしばた、（株）エフエム西東京、（株）東京放送ホールディングス、長岡移動電話システム（株）、日本テレビネットワーク協議会ラジオ部会、日本テレビ放送網（株）、（一社）日本民間放送連盟、（株）ハートネットワーク、（株）フラワーコミュニティ放送

**（2）その他（21者）**： コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス、（一社）日本新聞協会メディア開発委員会、福島県大沼郡金山町、（一財）マルチメディア振興センター、（一社）ラジオコンソーシアム岩手、個人（16者）

**3 提出された意見と総務省の考え方**

別添のとおり。

| 番号                          | 御意見（提出者）  | 御意見に対する考え方   |
|-----------------------------|---|--|
| 【放送ネットワークの強靱化】              |   |  |
| ○ 難聴対策、災害対策としての送信ネットワークの強靱化 |   |  |
| 1                           | <p>東日本大震災のような大きな災害時には、情報を収集する取材力とその情報を的確に取捨選択しながら正確に伝達する力が必要であります。</p> <p>過去の災害時には決まってデマが発生しており、中でも関東大震災発生時に流れたデマによるパニックや暴動が起きたケースは有名であり、混乱する災害時に玉石混交する様々な情報の中から悪意のある情報を避け、正しい情報をリアルタイムで正確に伝えることは、放送というメディアが担っている大変大きな役割であり他メディアと一線を画するところでもあります。</p> <p>TBSラジオをはじめ多くのAMラジオ事業者では、日々情報番組を数多く編成しており、日頃から地域に密着した情報を提供することが、リスナーとの信頼関係を生み、平時からラジオを聴いてもらうことに繋がっております。</p> <p>更に弊社の場合、実質テレビと兼営であり、その強力な報道体制が、有事においても、災害情報の提供に繋がるものと考えております。</p> <p>これらの災害報道に対する体制やノウハウは、一朝一夕で身につくものでなく、既存放送事業者が、長い年月の中で築き上げてきたものであります。</p> <p>FM波利用に当たってのチャンネルの割り当てや送信出力の設定については、地域住民の安全、安心のための情報を確実に届けるという観点から、FM波利用を希望する各事業者の意向を十分に配慮していただくようお願いいたします。</p> <p>【株式会社TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本の方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |
| 2                           | <p>難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数について、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、V-Low帯（90MHz～108MHz、現在のFM帯域に隣接）の一部の周波数についてもAM放送やFM放送において利用可能とすることが適当</p>  | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、周波数の割当てについて</p>   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>であるとの提言に賛同いたします。</p> <p><input type="checkbox"/>首都圏において、「放送ネットワークの強靱化」に相応しい難聴対策、災害対策を行うためには、周波数の有効利用の観点からも、関東広域エリア内の少なくとも東京都を始めとする首都圏の人口集中エリアを効率良くカバーできるだけの相応の出力での送信がより効果的と考えますが、旧アナログテレビジョン放送に対するガードバンド帯域（86MHz～90MHz）における上記相応出力でのFM送信は、既存FMラジオ放送局（コミュニティ放送を含む）に混信を与えることが懸念され、結果、置局困難となることも十分に予想されます</p> <p><input type="checkbox"/>又、現時点で、同帯域（86MHz～90MHz）での上記相応出力のFM中継局が都心部において置局可能であったとしても、将来、建築物の堅牢化、IT機器のさらなる普及等により都市型難聴の発生エリアが拡大、より広いエリアでFM放送活用によるAM放送の補完のニーズが高まった結果、その対応としてV-Low帯域の一部の利用を再度検討しなければならないことも予想されます</p> <p>以上のことから、難聴対策、災害対策として整備するFM波による中継局に用いる周波数に関しては、V-Low帯（90MHz～108MHz）の一部の周波数についてもAM放送やFM放送において利用可能とする制度整備等をお願いいたします。</p> <p>【株式会社ニッポン放送】</p> <p>同旨：株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社文化放送、株式会社秋田放送、四国放送株式会社、株式会社中国放送、株式会社毎日放送、日本新聞協会メディア開発委員会</p> | <p>は、総務省から本件公表と併せて「基本的方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |
| 3 | <p>大規模災害への備えとして、ラジオ放送事業者における予備電源設備や予備送信設備等のバックアップ設備の整備を推進する必要があるとの提言に賛同いたします。</p> <p><input type="checkbox"/>当社木更津送信所は東京湾より7km、海拔10mを確保、東日本大震災発生時の木更津港で観測された津波（3m程度）には耐えられる設計となっていますが、近い将来発生する可能性が指摘されている首都直下地震、南海トラフ巨大地震において、巨大津波の発生により隣接する小櫃川が想定外の遡上高に及んだ場合には、浸水による送信所機能の停止の危険性も否定できません</p> <p><input type="checkbox"/>万一の場合に備えて、直ちに予備送信設備により放送を継続する体制を整えておりますが、その設備規</p>   | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。</p>           |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>模は本送信設備に及んでいないため放送エリアの狭小化は避けられません</p> <p>□この対策としては、予備送信設備の本送信設備との同規模化が考えられますが、広大な土地の確保、ならびに多額の費用が必要となることから現実的には困難と思われる</p> <p>以上のことから、大規模災害発生時のバックアップ設備の整備推進対策として、関東広域エリア内の少なくとも東京都を始めとする首都圏の人口集中エリアを効率良くカバーできるだけの相応の出力を備えた予備送信設備としての機能を併せ持ったFM方式中継局を、都内高台（タワー等）に設置、運用することが、「放送ネットワークの強靱化」に資する上で極めて有効であると考えます。</p> <p>【株式会社ニッポン放送】</p> |   |
| 4 | <p>ラジオ送信所やバックアップ設備の整備、災害時における放送継続機能の整備等についても、それぞれの放送事業者の地域性を考慮しつつ、適切な制度構築を行っていただきたい。</p> <p>【青森放送株式会社】</p> <p>同旨：山口放送株式会社、株式会社山梨放送、日本テレビネットワーク協議会ラジオ部会、日本テレビ放送網株式会社</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> |
| 5 | <p>難聴対策、災害対策について、放送事業者は早期に取り組むことが望ましいと考えるが経営状況、設備計画によっては直ちに取り組むことができない事情も考えられる。</p> <p>放送事業者がより自主的に取組ができるよう柔軟な方向性の提示を望む。</p> <p>【株式会社秋田放送】</p>  | <p>同上</p>                                   |
| 6 | <p>AMラジオ放送の難聴対策や災害対策としてのFM波活用は有効であり、趣旨に賛同する。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p> <p>同旨：株式会社STVラジオ、大阪放送株式会社、株式会社CBCラジオ、株式会社TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ、株式会社ニッポン放送、株式会社文化放送、株式会社ラジオ福島、株式会社秋田放送、RKB毎日放送株式会社、九州朝日放送株式会社、株式会社山陰放送、四国放送株式会社、静岡放送株式会社、株式会社中国放送、北海道放送株式会社、株式会社毎日放送、株式会社山梨放送、福島県大沼郡金山町</p>   | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。</p>      |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 7  | <p>V-Low 帯の周波数を AM 放送で利用可能とすることは、都市難聴に左右されない広域災害情報の確実な伝達のためにも極めて有効であり、災害対策の観点から割り当てに際し優先すべきと考える。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本の方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |
| 8  | <p>難聴対策、災害対策として、まず現行帯域としたことを高く評価する。</p> <p>既に受信機が普及していることは、単に聴取者の利便に留まらず、ラジオ放送が災害時に十分な役割を果たすことに繋がる。さらに AM ラジオの広告市場が急速に縮小する中で、新しい放送の聴取環境整備に手間を割かれず、結果として経営基盤の強靱化にも繋がり、本研究会の趣旨に適うと考える。</p> <p>【北日本放送株式会社】</p> <p>同旨：株式会社 S T V ラジオ、株式会社 C B C ラジオ、株式会社山陰放送、静岡放送株式会社、南海放送株式会社</p>                 | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。</p>   |
| 9  | <p>AM 放送の置局上、県域を越えた隣接する地域にも聴取者が多数存在しています。加えて、都市型難聴地域はこれらの隣接地域を含めて AM 放送のエリア内に散在しております。</p> <p>F M 波の利用にあたっては、現状の AM 放送の聴取可能域を網羅することが、難聴対策、災害対策両方の面で、放送ネットワーク強靱化のために必須と考えます。</p> <p>あわせて、ラジオの経営環境を考慮し、コストの最小化が可能な効率的な置局が可能となるよう、配慮いただきたいと考えます。</p> <p>【九州朝日放送株式会社】</p> <p>同旨：R K B 毎日放送株式会社</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本の方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |
| 10 | <p>放送ネットワークの強靱化整備は、ラジオ送信所やバックアップ設備の整備のみならず、演奏所設備や伝送回線設備などを含めた放送システム全般に対し必要と考えます。</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるもの</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>制度整備にあたっては、これら放送システム全般を検討の対象とするよう希望します。</p> <p>民間ラジオ放送事業を取り巻く経営環境が極めて厳しいなか、真に必要な難聴対策や災害対策を着実に実施するため、強靱化を目的とした対策の具体化に際しては、整備に係わる負担軽減のための支援を強く要望します。</p> <p>【株式会社山陰放送】<br/>同旨：株式会社秋田放送</p> | とを考えます。  |
| 11 | <p>・将来ラジオ事業者全体で再度デジタル化を目指すのであれば、デジタル参入を前向きに考えたいと思います。</p> <p>【四国放送株式会社】</p>   | 同上   |
| 12 | <p>現用周波数はコミュニティFM局の相次ぐ開設で帯域事情が逼迫していることも事実です。コミュニティFM局に比較してより広域で災害情報を提供できるAMラジオ放送事業者に優先的な周波数割り当てが可能となるよう配慮をお願いいたします。</p> <p>【静岡放送株式会社】</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本の方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |
| 13 | <p>ICT機器、情報機器の普及により難聴状況がさらに深刻になることも十分予測され、AM難聴の軽減のためにICT機器、情報機器のノイズ低減をメーカーに働きかけることも併せて要望いたします。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>  | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。   |
| 14 | <p>受信者側の利便性を考えると、FM同期放送の導入についてご検討をお願いいたします。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>   | 同上   |
| 15 | <p>本文の調査データにもあるように、東日本大震災において既存放送事業者が果たした役割は大きいものがあります。</p> <p>それは、既存放送事業者がこれまで蓄積してきた、取材力、災害報道のノウハウ、長年にわたって築き</p>   | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>上げてきた聴取者との信頼関係によるものと考えております。</p> <p>FM帯の周波数割り当て、V-Low帯の新たな活用については、これらの能力、経験が十分生かされるよう配慮していただきたいと考えます。</p> <p>【株式会社中国放送】</p> <p>同旨：株式会社TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ</p>  | <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本的方針案」の公表・意見公募が行われております。</p>                   |
| 16 | <p>緊急地震速報は対応済みです。速報発令後の緊急放送体制について、これまでの施策を再検証し、より迅速に、確実に聴取者に伝えられるよう、全社的（ラジオ・テレビ・インターネット）に取り組んでまいります。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>                                      |
| 17 | <p>AM局を廃止することについては慎重な検討が必要である…ことについては十分に理解しております。</p> <p>しかし、AMラジオ局の経営の大きな課題は「広告収入の減少」に加えて、「送信設備の更新費用」問題があります。当社の場合、向こう20年で16億円強の設備投資予算が必要です。</p> <p>ラジオ部門の収入規模から考えれば、テレビのデジタル化以上の大きな投資、負担となります。</p> <p>2項で「経営基盤の強靱化」について述べられていますが、経営圧迫の大きな障壁としてAMアナログ送信設備の更新問題があることを改めて確認していただきたいと思っております。</p> <p>【南海放送株式会社】</p> | <p>同上</p>  |
| 18 | <p>次代の新しい放送ネットワークの形について、速やかに的確な方向性を打ち出させていただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>【西日本放送株式会社】</p>   | <p>同上</p>  |
| 19 | <p>V-Low帯の一部をFM転換に使用する事に関し、周波数が逼迫する大都市圏においては賛成しますが、地方においては余裕があると思われFM転換でのV-Low帯の波使用については地方では不要と考えます。</p> <p>【福井放送株式会社】</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    |  | 「基本的方針案」の公表・意見公募が行われております。   |
| 20 | <p>AM 局の廃止は国際権益の観点から慎重な検討が必要とありますが、FM 波の利用は経営基盤の厳しいローカル AM 局には2重投資であり大きな負担となります。FM 波利用に伴う AM 局の廃止は、これらの諸問題に配慮した上で可能なものから認めるべきと考えます。</p> <p>【北海道放送株式会社】<br/>同旨：四国放送株式会社、株式会社高知放送</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>  |
| 21 | <p>テレビ受信機に比べ、ラジオ受信機は電池で駆動可能であるという点で、緊急警報放送（EWS）受信のための端末として大きな優位性がある。しかし実情は、ラジオ局から発信された EWS を受信して自動起動するラジオの機種が大変少ない状況であり、EWS の実効性を高めるためには、対応受信機の普及に向けた施策を進める必要があると考える。</p> <p>EWS を発信した場合は直ちに生放送で災害情報を伝える必要があるが、24 時間常にその対応ができる放送事業者は限られており、取り組み方については運用面とあわせて、更に検討すべきではないかと考える。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>  | 同上   |
| 22 | <p>「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）を利用可能とすることが適当である」とある。しかし、郵政省告示 660 号「基幹放送基本計画」の指針「第 1-1-(1)-(ウ)超短波放送（すなわち FM 放送＝筆者註）」によれば、県域放送を行う民間基幹放送事業者とコミュニティ放送の普及を図るものと定めている。（このほかに協会の放送、学園の放送、外国語放送についても記載）</p> <p>「現在 FM ラジオ放送で使用している帯域（76.1MHz～89.9MHz）」については、この基幹放送普及計画に則って電波の有効利用がなされることを最優先し、まずは広域・県域 FM 局やコミュニティ放送等、明文として列挙してある事業者のニーズに割当て、それが十分に達成された後に初めて、AM 事業者による例外的利用が検討されるべきである。「中間とりまとめ(案)」19 ページにも記載されている通り、周波数が逼迫していたためにコミュニティ放送局の開局が困難とされてきた東京都などの都市部においては、何よ</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本的方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |



りも最優先でコミュニティ放送局に割当て、住民へのきめ細やかな地域情報の提供という重要な役割を十分に果たすことができるようにすることが、国民の利益に適っていることは明白である。

また、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。

- (1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局
- (2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局
- (3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。）」と定められている(以下も項目は続いている)。

この趣旨からも、AMラジオ放送についてFM波の利用用途を拡大することは、極めて限定的、緊急避難的に適用すべきことも明らかである。76.1~89.9MHzの周波数は、コミュニティ放送を最優先として基幹放送基本計画に明記されている事業者に必要な割当を行った後、さらにその余地がある場合に限って、AMラジオの補完的割当を検討すべきである。この場合においても、空中線電力の大きさを検討するにあたっては、上記「基幹放送用周波数使用計画」の趣旨を損ねることは許されないと解すべきである。すでに先に開局して、地域住民への情報配信を継続しているコミュニティ放送への混信を惹起することは、絶対に避けられなければならない。

「また、アナログテレビ放送の 1ch から 3ch で使用されていた、デジタル放送に利用される予定の V-Low 帯 (90MHz~108MHz、現在の FM 帯域に隣接) の一部の周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、

AM 放送や FM 放送においても利用可能とすることが適当である」とある。

しかしこの周波数についてはそもそも、平成 21 年（2009 年）10 月 16 日情報通信審議会から「携帯端末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」についての答申が出され、V-Low については ISDB-Tsb 方式が技術方式として採用されたものである。同時に放送技術課は「総務省では、本一部答申を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送についての技術基準の整備を行う予定です。」と発表したという事実がある。

それに先立つ「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」では、平成 20 年（2008 年）7 月 15 日報告書を公表したが、その報告書では 90.0MHz 以上の周波数については、ISDB-Tsb 方式でブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送を実施する、ものとされている。

さらに、平成 23 年（2011 年）11 月 22 日付総務省報道資料「V-Low マルチメディア放送の実証実験」、同 12 月 27 日「V-Low マルチメディア放送の実証実験計画の取りまとめ結果」にも示されたように、総務省が公表する方針に忠実に呼応する形で、全国 FM 放送協議会に加盟する県域 FM 局 38 社が協力して、送信機、受信端末やその部品、実施サービスの開発を継続投資してきた。福岡においては、地元および在京等の「既存ラジオ事業者以外の」企業と連携して、実験試験局免許を取得し、V-Low マルチメディア放送の実用化に向けて、投資を継続的に行ってきた。

それは、総務省が公表する「情報通信白書」にも掲げられた通信・放送オールデジタル化の方針において、取り残されてきた音声放送（ラジオ）もデジタル化を貫徹することによって AM 放送と FM 放送との差がない形で都市難聴を解消でき、ハードソフト分離して「連結送信」することで周波数の有効利用と放送ネットワークの強靱化の実現に直結する、という指針に忠実に対応してきたものである。

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」の報告書において V-Low マルチメディア放送で実施すべきとされた、ISDB-Tsb 方式を使った地方ブロック向けマルチメディア放送とデジタル新型コミュニティ放送こそ、38 ページ 10 行目「難聴対策や災害対策の必要性」という課題の解決方法を、予見的に提示したものにほかならない。あえてアナログ放送を拡張する如き提言は、異様であるとすら評価せざるを得ない。

90-108MHz の周波数を、例外的、緊急避難的、暫定的に「AM 放送や FM 放送においても利用可能とする」

ことを、必ずしも否定するものではないが、上記の経緯を踏まえ、V-Low 帯（90-108MHz）においても、まずはブロック放送とデジタル新型コミュニティ放送への割当を優先し、十分に、その普及を担保した後に、難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数についての検討をするべきである。

過去、公表されてきた総務省の方針にもかかわらず V-Low（90-108MHz）の用途を、AM 事業者の FM 中継局利用まで拡大することについて、【参考】として民放連の報道発表が引用されている。

V-Low と称される 90～108MHz の周波数は、従前はアナログテレビの 1～3ch に使用されてきた。これを「電波の有効利用」のために、まさに国家的要請により、移転・デジタル化したものである。最終的に広く国民が負担をしてきた「電波利用料」も活用して、所謂「地デジ化」を無事達成したものの、その「跡地」が真に電波の有効利用につながっているかどうかは、会計検査院のみならず国民すべてが注目するところとなっている。

V-Low マルチメディア放送への参入については、既得免許を有する既存放送事業者のみならず、新産業の創設を企図する新規参入事業者が意欲を示してきたことは、数年来重ねられてきた V-Low への参入希望調査への回答に明らかに示されている。

にもかかわらず、既存放送事業者の業界団体である民放連の報道発表を引用し、その意向のみを【参考】として掲載することには大きな違和感を禁じ得ない。V-Low の周波数を用途変更する検討をするのであれば、日本経済全体の成長戦略や通信放送の完全デジタル化といった政策との整合性等も含め、国民的な議論を省略して、あたかも既存放送事業者の「既得権」であるかのごとく、特定業種の意見のみを反映することには大いに疑問を抱かざるを得ない。広く国民に公開された検討の手続き機会を経るべきである。

「その際には、AM ラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されている FM 波の利用を、難聴対策や災害対策にも利用可能とすることが適当である」と記述されている。

一方、郵政省告示 661 号「基幹放送用周波数使用計画」には「第 1 総則— 6 空中線電力が小さく、又はその周波数の使用状況からみてあらかじめ特定の周波数を定めておくことが適当でない次に掲げる

|    |  |    |
|----|--|----|
|    | <p>中継局に係る周波数等は、当該放送がその行う放送に係る放送対象地域においてあまねく受信できるようにするため合理的と認められる範囲内に限り、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して個別に定めるものとする。</p> <p>(1) 中波放送を行う 1kW 未満の中継局</p> <p>(2) 中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局</p> <p>3) 超短波放送を行う中継局((2)に掲げるものを除く。))と明記されている。</p> <p>この2)を拡張解釈して、AMの都市難聴対策をすることを容認する立場に立つとしても、90MHz以下の周波数はもとより90-108MHzのV-Low帯を使用する場合にあたっては、AM事業者が緊急避難的に、この周波数帯を使用してFM方式で中継局を設置することを希望する場合には、すでに運用している無線局、とりわけ小電力で運用しているコミュニティ放送局には絶対に混信を発生させないように、慎重に調査検討すべきである。</p> <p>AM事業者が都市難聴対策として中継局を開設することを希望するならば、「現時点で、現実に都市難聴が発生して、利用者が聴くことができない範囲」についての情報を国民一般に広く公開し、その上で、当該範囲にのみ到達するような出力に限定すべきことが、電波の有効利用の観点からは必須の要件である。現在でも聴取可能である地域にまで、重ねてサイマル放送が到達できるほどまでの大電力を割り当てるようなことは、電波の有効利用の観点から、あってはならないことと言わざるを得ない。</p> <p>【株式会社エフエム宮崎】</p> <p>同旨：株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム青森、株式会社エフエム岩手、株式会社エフエム大分、株式会社エフエム大阪、株式会社エフエム香川、株式会社エフエム鹿児島、株式会社エフエム熊本、株式会社エフエム佐賀、株式会社エフエム山陰、株式会社エフエム東京、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエム長崎、株式会社エフエム福岡、株式会社エフエムラジオ新潟、岡山東エフエム放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社、兵庫エフエム放送株式会社、広島エフエム放送株式会社、株式会社エフエムしばた</p> |    |
| 23 | ・ラジオ事業者における難聴、災害対策として送信所（中継局等）の整備を推進すべきである、としてこ  | 同上 |

ここでは周波数の違いによって対象となる放送局を特定していない。これに続いて、その際には、AMラジオ放送について、現在は外国波混信対策に限定されているFM波の利用を、難聴対策や、災害対策にも利用可能とすることが適当である、と対象を絞り込んでいるが、制度設計に当たっては、中波だけでなく短波放送局にもFM波の利用を認めるよう要望する。

- ・強靱化に関連して総務省は「FM方式による放送局の設置等の希望調査」を実施、その対象は中波、短波、および超短波の事業者としている。そのうえで、中波放送等（超短波を除く）が地理的・地形的難聴、津波被害等への対策、外国波混信、都市難聴への対策のために中継局の設置が考えられるということを示している。中波放送等（超短波を除く）という表現は、「等」がついていることから短波放送を含み、カッコ書きがあるので超短波（FM）は含まないと読むのが妥当である。この調査の目的との整合性も考慮し、こうした対策は中波に限定せず、短波にも適用するよう希望する。
- ・短波放送局である日経ラジオ社は長柄送信所（千葉県）を親局として全国に電波を送っているが、電波特性から夜間帯に送信所に近い首都圏で聴こえにくい現象が起きる。このため、遠方の根室市（北海道）に中継局を設けて、首都圏の難聴対策としている。しかし首都圏でFM波利用の中継局設置が認められれば、根室に中継局を持つより、はるかに効率的かつ低コストで首都圏の難聴対策が可能となる。
- ・脚注には基幹放送用周波数使用計画（昭和63年総務省告示第661号）により、AM放送の外国波混信対策のためのFM波による補完的な中継局の設置が認められている、とある。

しかし周波数使用計画には「中波放送の外国波による混信対策のため補完的に超短波放送用周波数を用いて放送を行う中継局」と明記されている。外国波の混信対策、都市部を中心とする難聴対策、災害対策のいずれについても短波放送は中波と同等の必要性があるので、周波数使用計画そのものを見直して、短波についても中波と同様、FM波利用を認めるよう希望する。
- ・アナログテレビの跡地であるV-LOW帯の一部周波数についても、マルチメディア放送の新規参入やコミュニティ放送の新規開局に十分な配慮をした上で、併せて、難聴対策や災害対策の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当である、との記述がある。短波放送はAM放送

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>に含まれる、あるいはAMに準じて扱うということを明確にすべきであり、短波放送だけ V-LOW 帯の利用が認められないという事態にならないよう配慮して欲しい。</p> <p>【株式会社日経ラジオ社】</p>  |  |
| 24 | <p>東日本大震災の経験を踏まえ、難聴エリア解消のため、コミュニティ放送の中継局の置局や災害時のバックアップとして伝送回線の多重化を整備する必要があります。しかし、経営基盤の弱いコミュニティ放送にとって有線による伝送回線は負担が重いため、比較的安価な機材で中継局や予備回線が整備できる可能性のある 160MHz 帯の放送事業者無線回線をコミュニティ放送にも割り当てていただきたい。</p> <p>【株式会社エフエムあやべ】</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>                      |
| 25 | <p>「第1章 災害時を中心とした放送の役割 ③放送設備の被災状況」においても確認されている通り、民間 AM ラジオは送信所の浸水による被害等があり、災害時には十分な役割が発揮できていなかったという事実がありました。それにも拘わらず、「②東日本大震災におけるラジオの活用状況と評価」に記載されるような、「ラジオがファーストインフォーマーとして、震災直後の情報提供において高い評価を受けている」というのは、まさにコミュニティ放送や臨時災害 FM を始めとした、当時において強靱な備えがあった FM 放送がその責を担った結果に他なりません。この検討会において、再三にわたって設備の脆弱性を強調されてきた AM 事業者が、まるで災害時における、唯一の有効なファーストインフォーマーであるかのような誤解があるとすれば、大変残念に思います。</p> <p>【株式会社エフエムしばた】</p> | <p>本中間取りまとめ（案）においては、AM放送だけでなく、コミュニティ放送、臨時災害放送等についても対象にしています。</p> |
| 26 | <p>コミュニティ FM (CFM) 中継局の整備に関連して、拡大される周波数帯を活用する事は出来ないか？バックアップ設備の整備について補助をいただくと整備しやすい。</p> <p>緊急地震速報をそのまま放送できるシステムを導入し、さらに自動（強制）起動ラジオ受信機の普及を図り、CFM 全局に設置出来るようになる事が望ましい。しかし、我々の現状ではハードルが高いので補助を考えていただきたい。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>                      |
| 27 | <p>V-low 帯で、AM 放送の難聴解消や災害対策などを目的に FM 放送を活用することは至極適当であり、支</p>   | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>持する。一方で、取りまとめ案に記されたように、「ファーストインフォーマー（第一情報提供者）として、いち早く災害情報を提供し、地域住民の方々の安全・安心を確保する役割」を着実に果たすためには、送信ネットワークや経営基盤の強靱化だけでなく、ニュースの取材・出稿に係る報道インフラの充実が重要となる。周波数割当ての際には、報道体制のより優れた事業者を優先することが、この検討会の趣旨にも沿っていると考ええる。</p> <p>【株式会社東京放送ホールディングス】</p>  | <p>に賛同する御意見として承ります。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本の方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |
| 28 | <p>中間取りまとめ（案）は、災害時を中心とした放送の役割を再認識したうえで、ラジオの強靱化に関する現状と課題などを整理いただいたものとして、高く評価する。AM放送（短波放送を含む）の難聴対策、災害対策のためのFM波の利用については、V-Lowマルチメディア放送との両立に配慮しつつ、早急に制度整備を行っていただきたい。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社S T Vラジオ、青森放送株式会社、四国放送株式会社、南海放送株式会社、西日本放送株式会社、福井放送株式会社、日本テレビネットワーク協議会ラジオ部会、日本テレビ放送網株式会社</p> | <p>同上</p>  |
| 29 | <p>送信ネットワークの強靱化を促進する観点から、ラジオ送信所の整備や予備送信機等のバックアップ設備の整備、緊急地震速報の対応等への国庫補助や税制支援などを要望する。</p> <p>【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>同旨：大阪放送株式会社、株式会社ラジオ福島、株式会社和歌山放送、R K B毎日放送株式会社、青森放送株式会社、株式会社秋田放送、九州朝日放送株式会社、株式会社高知放送、株式会社山陰放送、四国放送株式会社、静岡放送株式会社、株式会社中国放送、西日本放送株式会社、福井放送株式会社、北海道放送株式会社、株式会社毎日放送、株式会社山梨放送、日本テレビ放送網株式会社</p>          | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>  |
| 30 | <p>夜間限定等の制約はあるが広域長時間災害において当該地域外からの放送が可能であるAM放送での「放送ネットワークの強靱化」もある。東北地方で東海地方のラジオが聴こえたり、中国地方で関東地方のラジオが聴こえたりするAM変調方式を生かした強靱化である。</p>   | <p>同上</p>  |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | 【株式会社フラワーコミュニティ放送】   |  |
| 31 | <p>都市化等に見る建物構造の変化などによる難聴が発生している現状は理解できるが、AM より FM のほうが優位であったとしても、解消できるものではないことから、有限資源である電波の割り当てを、それに当てることよりも、既存局同士の連携を強めることのほうが防災・減災につながるのではないかと考える。</p> <p>また、アナログの受信機の流通が少なくなっている。若年層のラジオ聴取離れが進んでいるなか、アナログ波の範囲を広げることにどれほどのメリットがあるか不確定である。</p> <p>仮に災害対策・難聴対策としての利便性があったとしても、それが恒常的な収益に結びつくかという点と難しいと考える。</p> <p>【コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス】</p>  | 同上   |
| 32 | <p>リスナーとして意見を述べさせていただきます。まず、今回議論に挙げられているラジオの強靱化についてですが、AM ラジオの FM 移行については反対します。私もツイッターで他のユーザーとやり取りをしていますが、「AM ラジオのアイデンティティが失われる」とか「AM から FM に移行した時に遠距離受信が出来なくなってしまう」といった意見や、「FM の周波数をいちいち変えなきゃいけないので、ややこしくなってしまうよ。」「いい音を求めているリスナーはいません」という風な反応でした。AM ラジオは絶対なくしてはいけないし、今回の、FM への移行はあまりにも唐突だし、リスナーの理解を得られるかが疑問です。自分も、ラジオのリスナーの一員ですが、今回の AM ラジオの FM 化は放送局の経営者と総務省が勝手に、しかも突如として検討しているので、リスナーの意見を聞かずに、推進しようとしていることに憤りを禁じえません。AM には AM の良さがありますし、このような文化を踏みにじる「AM ラジオの FM 化」には断固反対です。もし、強靱化を図るのであれば、先にすることがあるのではないのでしょうか?ぜひ、放送局の経営者と総務省はリスナーの意見を聴くべきです。</p> <p>【個人A】</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、本中間取りまとめ（案）の提言において、「FM 波による中継局の整備に伴い、AM 局を廃止することについては、国際権益確保の観点から、慎重な検討が必要である」としてあります。</p> |
| 33 | <p>AM 局の FM 化については、現在、FM 放送は県域放送のみを許可していますが、今後、広域放送も認めるのかという検討も必要になってくると考えます。NHK-FM が県域で放送を行っている為、関東広域等では沢山の周波数を必要として、FM 帯域を圧迫している状況で、それらを減らせられれば、資源である電波の帯</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>  |



|    |   |    |
|----|---|----|
|    | <p>域をより有効に使える可能性があるかと思います。AM局が難聴対策としてFMを利用する場合の条件についてもきちんと検討すべきであり、どのような条件でも可能となってしまうと極端な話、AM局が知らない間にFM局になってしまうのではないのでしょうか。広域をカバーする為の強力な電波をFMで出してしまうと、かなりの帯域の確保が必要な為、電波の帯域の有効利用とはかけ離れてしまう可能性があるかと思います。AMのFM化については、ビジネス的に既存のFMが不利になることも考えられます。あくまで例ですが、難聴対策としてFMを利用する場合20W以下の中継局しか設置できないなど、何らの条件を決めて運用しないといけないと考えられ、そのような条件をこの検討会で検討すべきではないのでしょうか。</p> <p>V-LOW帯域は、先ほどの難聴対策での利用やデジタルラジオの帯域として利用される予定ですが、中間報告によると、V-LOW帯域まで受信できるFM受信機が少ない為、できるだけ既存のFM帯域で難聴対策が望ましいとなっています。受信機の普及から、おそらくV-LOWでFM放送をすることは、FM帯域で放送する局に比べ不利になり、何らかの救済も必要になってくる可能性があると考えられます。もし、V-LOW帯域まで難聴対策として必要ないということであれば、これらのことを検討する必要がなくなると考えられ、検討会では総務省、難聴対策を行いたい事業者の協力を得て、本当にV-LOWの帯域を難聴対策に使用しなければならないのか、もし使用する場合、何らかの救済方法が必要なのかについて速やかに検討すべきなのではないのでしょうか。</p> <p>【個人C】</p> |    |
| 34 | <p>AMラジオの難聴取対策として一部でFMラジオ帯域での再送信があるが、これを先般停波したVHFテレビ放送1-3chを活用すべきと考える。</p> <p>第一に、既に対応する受信機が多数存在する。</p> <p>第二に、「テレビジョン以外の放送」の利用ビジョンが乏しく割り当てのベネフィットが見えない。</p> <p>県域放送程度であれば十分可能と考える。3chしかないのが難といえ難であるが、旧テレビ放送の音声搬送波の周波数はそのままに、映像帯域を別の音声搬送波とすればある程度の波数は確保できるのではないか。</p> <p>目鼻もつかない「テレビジョン以外の放送」に貴重な電波資源を割り当てる必然は乏しく、検討をお願い</p>  | 同上 |

|    |   |    |
|----|---|----|
|    | <p>いする次第である。</p> <p>【個人E】</p>   |    |
| 35 | <p>避難が長期化すると常に音を出していないと情報が得られないラジオはうっとおしくなり TV のテロップが重宝になってくる。乾電池でも動作可能であるというラジオの利点を生かし、文字データ程度の情報は FM ラジオに多重して流すべきと思われる。災害時において常に繰り返し流れている文字情報は有効な情報源である。FM ラジオにおいて実績のある文字多重放送はデータ伝送手段として安価・確実である</p> <p>また、アナログ放送と両用できる特徴から移行が容易であり、データ変調方式の研究が進めば、さらに高度化の可能性がある</p> <p>よって、災害時において障害者等に配慮した放送の充実化には FM 文字多重放送が最適と考える。</p> <p>【個人F】</p>                           | 同上 |
| 36 | <p>中波局の FM 化は基本的に賛成しますが、そのためには警察など公的機関の記者会見をオープン化して、県域 FM 局やコミュニティ FM 局が、記者クラブに加盟していて報道力にすぐれる中波局に対して事件・事故報道で不利にならないよう配慮をおねがいします。</p> <p>広域中波局の放送エリアをそっくり FM 化するばあいは、県域中波局や県域 FM 局、コミュニティ FM 局の番組を購入する義務をおわせてフェアな放送市場にする必要があるとおもいます。</p> <p>NHK 中波ラジオも FM 化する場合は、ラジオ第一は NHKFM の周波数をつかい、NHKFM の音楽コンテンツはラジオ第二と統合したあたらしい FM 放送でおこない 2 波体制でいくべきだとおもいます。</p> <p>【個人H】</p> | 同上 |
| 37 | <p>緊急警報放送（EWS）は、現在 1. 東海地震の警戒宣言 2. 津波警報 3. 災害対策基本法第 57 条に基づく都道府県知事や市町村長からの要請 以上 3 種に基準が限定されています。</p> <p>特に 3. 災害対策基本法第 57 条に基づく都道府県知事や市町村長からの要請による放送は、1985 年の開始から僅か 1～2 例だけです。</p> <p>緊急警報放送とは、大災害などの事象発生の恐れがあると判断された時点で、速やかに送出されるべきであって、災害情報の高速化・高度化の観点からも、要請を待つという性格のものではありません。</p>   | 同上 |

|    |  |    |
|----|--|----|
|    | <p>8月に気象庁は、重大な災害が起こる可能性が非常に高まっていることを知らせる「特別警報」を、新たに実施しますが、この「特別警報」の発令も、緊急警報放送の放送開始基準に加えるべきです。</p> <p>「特別警報」の際には、全国どこでも緊急警報放送が、必ず送出されるという社会の認識が広まれば、緊急警報放送に対応したラジオも開発・普及し始めると考えます。</p> <p>【個人 I】</p>  |    |
| 38 | <p>V-Low 帯を AM 放送（のサイマル放送）及び FM 放送においても利用可能とする提言に賛成する。また同帯を、都市部において割り当て周波数が逼迫しているコミュニティ放送用の新たな周波数帯としても開放することを、強く要望する。そのために必要な措置として、（1）同帯を使用するマルチメディア放送との割り当てに関する早急な調整、（2）同帯を受信できる FM ラジオの普及に向けたメーカーへの働きかけ（補助金や税制による誘導を含む）などを推進すべきである。さらに、特に災害時を想定して、コミュニティ放送よりもさらにきめ細かい情報伝達のため、FM ラジオで受信でき、同報系防災行政無線の屋外拡声子局の音響到達範囲あるいは一つの校区（≒避難所）に相当する半径500m程度をカバーエリアとする、簡易な FM 同報通信を可能とする新制度（登録局あるいは特定小電力無線局）を設け、そのための周波数として同帯の共用を検討すべきである。</p> <p>【個人 J】</p>                                     | 同上 |
| 39 | <p>V-LOW の帯域は全てデジタルラジオ（ISDB-Tsb）で使用すべきと考えますが、もし V-LOW を難聴対策としてアナログ FM の帯域としても割り当てるのであれば、主に AM 局や一部 FM 局の難聴対策向けの周波数としてのみ利用可能とし将来デジタル化に使用できる可能性があることも了解の上で使用してもらい、コミュニティ放送（アナログ FM）に割り当てるのは避けるべきと考えます。将来的に V-LOW の全帯域をデジタルラジオにすることもあらかじめ検討しておくべきであり、その時にコミュニティ放送に周波数を移動してもらうことは経営規模を考えると難しいのではと考えるからです。もちろん、コミュニティ放送の中にはデジタルコミュニティとしてデジタルラジオをスタートさせたい放送局もあるでしょうから、そのような放送局については V-LOW の帯域を使ってもらいデジタルラジオ放送を行ってもらおうということで問題ないと思われます。デジタルラジオ受信器は、90MHz～108MHz の帯域を受信できるように設計しておいてもら</p> | 同上 |

|    |   |    |
|----|---|----|
|    | <p>う必要があると思われます。</p> <p>放送（アナログ、デジタルに関わらず）では災害時に緊急警報信号を放送局が出すことが出来て、この信号によりテレビやラジオを自動起動する事が出来るのですが、現在ほとんどのテレビやラジオに実装されておらず、放送局としても出している局もあれば出していない局もあるというのが実状かと思えます。また、緊急警報信号には第一種と第二種があり、第二種は津波警報と明確な基準があるため過去に何度か警報が出ていますが、第一種は過去にまったくといっていいほど使われていない警報であり、結果として津波警報以外で緊急警報信号は出ていないかと思えます。緊急警報信号は非常に有用な信号にも関わらず、現在の運用規定では非常に使いにくい信号になっているのではと考えられます。日本ではJアラートというすばらしい警報システムがあるわけですから、これらと連動するなど緊急警報信号の使い方、使われ方について改めて検討しなおすことが必要なのではないのでしょうか。津波だけでなく、様々な警報を知らせる為の緊急警報信号が出れば、受信器の普及や放送局の対応にも良い影響が出てくると思えます。デジタル放送では、さらに地域情報を付加したり詳細情報を付加できるわけですから、テレビ、ラジオのメディアで共通で運用できるような共通規格を策定するなどの検討も今後ネットワーク強靱化作業の1つとして重要な作業となってくるのではないのでしょうか。</p> <p>【個人L】</p> |    |
| 40 | <p>1. 周波数有効利用の観点から、既存 FM 周波数帯と V-Low 周波数帯でのアナログ FM 中継局置局時の SFN・DFN の活用と混信保護費の緩和。</p> <p>2. AM 局の強靱化による FM 波の活用時において、既存 FM 周波数帯か V-Low 周波数帯のどちらかでの全国共通の周波数帯の使用。</p> <p>【個人N】</p>   | 同上 |
| 41 | <p>「難聴対策、災害対策として整備する FM 波による中継局に用いる周波数については、まずは、現在 FM ラジオ放送で使用している帯域を利用可能とすることが適当。」とあるが賛成である。この帯域の利用可能な周波数が少ないといわれているが、次の見直しを行うことにより、利用可能な周波数が捻出できると思われる。1. 県域 FM 放送局が使用している多数の中継局の周波数の見直し。これは、混信保護比の緩</p>  | 同上 |

|                             |   |  |
|-----------------------------|---|--|
|                             | <p>和、地理的条件の再検討、などから可能になると考えられる。混信保護比は最近の受信機の性能向上により緩和することが可能と思われるし、地理的条件により同一の周波数が利用できる可能性がある。2. これにより捻出された周波数を利用し、現状ではFM帯域に離散的に配置されているコミュニティFMの本来の帯域への集合化が可能ではないだろうか。</p> <p>【個人〇】</p>   |  |
| <p>○ 地域密着型情報ネットワークの構築推進</p> |   |  |
| <p>42</p>                   | <p>「コミュニティ放送の普及促進」「臨時災害放送局の開設の円滑化」と謳っていますが、「政府としてのコミュニティFM、臨時災害放送局への金銭的支援」については一切触れず、「金銭的負担を含めて自分達で何とかしてくれ」とするのは極めて残念です。</p> <p>東日本大震災時に多くのコミュニティFM、臨時災害放送局で運営資金の確保、運営体制で困った事についての教訓が生かされていません。</p> <p>「放送ネットワークの強靱化」を作ったとしても、「政府としてこういう物を作ったから、あとは各自努力してこれに従って欲しい」とするのはあまりにも無責任なのではないでしょうか。</p> <p>【個人D】</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>  |
| <p>・コミュニティ放送の普及促進</p>       |   |  |
| <p>43</p>                   | <p>賛同する。とりわけ東京23区においては、まずは76.1～89.9MHzの周波数のうち、所謂地デジ化の完了により使用可能になった部分については、まずは最優先で十分な割当を行うべきであり、基幹放送基本計画にない例外的な割当は劣後におくべきものであることは明らかである。</p> <p>その後であれば「新たな周波数の確保」は当然検討されるべきものであると考える。</p> <p>【株式会社エフエム宮崎】</p> <p>同旨：株式会社エフエム青森、株式会社エフエム岩手、株式会社エフエム大分、株式会社エフエム大阪、株式会社エフエム香川、株式会社エフエム鹿児島、株式会社エフエム熊本、株式会社エフエム佐賀、株式会社エフエム山陰、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエム長崎、株式会社エフエム福岡、株式会社エフエムラジオ新潟、岡山エフエム放送株式会社、広島エフエム放送株式会社、株式会社エフ</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本的方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |

|    |  |                                      |
|----|--|--------------------------------------|
|    | エムしばた、長岡移動電話システム株式会社   |                                      |
| 44 | <p>市町村に密着したコミュニティ放送の一層の普及を図るために、現在周波数が逼迫している東京23区、大阪市等を含め、周波数逼迫地域等においてガードバンド帯の周波数をコミュニティ放送にも割り当てていただきたい。</p> <p>【株式会社エフエムあやべ】</p>  | 同上                                   |
| 45 | <p>周波数の拡大で、近隣でも新局が開設される可能性が出てきたので、局同士の連携が重要になってくると思う。または、現行局の隣接、隣々接へのエリア拡大を東京市部でももっと緩和して欲しい。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p>  | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| 46 | <p>1 従来から、コミュニティ放送は「基幹放送普及計画」（郵政省告示）に「放送に関する需要動向、周波数に関する事情等を勘案しつつ、商業、業務、行政等の機能の集積した 区域、スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設の整備された区域等、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域において、その普及を図ること。」と明記されております。</p> <p>2 実際、地域の強靱化に貢献してきたコミュニティ放送ですが、しかし、現実には特に都市部においては超短波放送用として割り当てられた周波数の逼迫によって、周波数の割り当てが困難であるとしてコミュニティ放送の新たな開局が控えられているのが現状であります。</p> <p>3 この度の「とりまとめ（案）」の「第4章 提言」（以下、単に「提言」といいます。）においても、このような現状に鑑みて「コミュニティ放送用の新たな周波数を確保することが必要である。」とされており、このような施策がなされることによってコミュニティ放送の一層の普及を図ることができ、地域の活性化や絆の増進に寄与できるものと期待しております。</p> <p>【長岡移動電話システム株式会社】</p> | 本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。      |
| 47 | <p>V-Low 帯においてのアナログコミュニティ放送用の新たな周波数を確保した場合に、90MHz 以上の受信機は、海外向けのポータブル受信機以外はほとんどなく、またカーステレオも周波数が 90MHz で折り返すようになっている。実質、日本国内では受信機を確保することは非常に困難である。新規にアナログでコミュニティ放送局をこの周波数帯に充当した場合、新しくメーカーに受信機を作ってもらわなければなら</p>   | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>ない。受信機の普及が担保されなければ、乗り出すことは大変であり、このことは十分に周知されることが必要。</p> <p>【コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス】</p>  |   |
| 48 | <p>3) コミュニティ放送局の安易な開設は地域にとって本当に望ましいことなのでしょうか？</p> <p>周波数逼迫宣言が出ていた東京や大阪などの地域でコミュニティ放送局を開設したかった団体にとっては、この提言は朗報だと思います。しかし、この岩手でも、現在運営中の多くのコミュニティ放送局は地域経済の疲弊と連動して運営は大変厳しく、自治体からの広報予算なども削減されているのが偽らざる実情です。そうした中、手放しで既存のスタイルのコミュニティ放送局の開設を促進するというのは本当に望ましいことなのでしょうか。広域連携やハードソフト分離など今日的な手法を活用した持続可能な運営モデルを考えず、単なる先願主義で1自治体1放送局という開設を促進し続ければ、後で困るのは、地域で運営主体となった人達であるということは、これまでのコミュニティ放送局の歴史が証明しています。</p> <p>また、V-Lowマルチメディア放送に、デジタルコミュニティとして参入を希望しているコミュニティ放送局も少なくありません。しかし、今は、同じコミュニティ放送であるにもかかわらず、アナログとデジタルの施策はばらばらで関連づけた議論は行われていません。ですので、アナログ・デジタル共に、コミュニティ放送局の目的、持続可能な運営のあり方、望ましい帯域利用の姿、以上の3側面から改めて議論し直し、自治体との関係や県域メディアとの連携なども含め、地域メディアの将来像を、総務省がしっかりと示していくことが求められているのではないのでしょうか。</p> <p>【一般社団法人ラジオコンソーシアム岩手】</p> | <p>同上</p> <p>なお、デジタルラジオ（V-Lowマルチメディア放送）については、本年3月25日から4月24日まで参入希望調査を実施し、その結果等も踏まえ、周波数の割当てについて、総務省から本件公表と併せて「基本的方針案」の公表・意見募集が行われております。</p> |
| 49 | <p>原案「現在周波数が逼迫していることからコミュニティ放送局の新たな開局が困難である旨を公表している東京23区、大阪市等を含め、周波数逼迫地域等において、コミュニティ放送用の新たな周波数を確保することが必要である。」について、反対する。</p> <p>（理由1）新たな周波数においてコミュニティ放送局を開局した場合、聴取するには新たな受信機の購</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>入が必要である。しかし、原案に言及されている通り既存のラジオ局でさえ経営が悪化している市場環境の中で、コミュニティ放送局の経営を支えるに十分なほど新たな受信機を購入する市民が出てくるとは考えにくい。</p> <p>新たな周波数のコミュニティ放送局の経営を支えるために、防災名目で税金を投入し受信機を配布する「税金の無駄遣い」も危惧され、本当に必要でなければ新たな周波数の確保は行うべきではない。</p> <p>(理由2) 周波数が逼迫し新たな開局が困難であることの根拠が明示されていない。原案参考資料に説明されている通り、FM放送の特徴は1局当たりのカバーエリアが狭い(狭くできる)ことである。実際、今でも76.7MHzが草津、大田、鴻巣、朝霞、市原、新島で使用されているように、地域を変えて繰り返し利用が可能である。また、78.5MHzという同じ周波数で、横須賀市の田浦、久里浜、武の3か所から同一のコミュニティ放送を送信しているといった事例もある。</p> <p>新たな周波数での開局を進める前に、本当に周波数が逼迫しているか検証し結果を明示すべきである。その際には、同一周波数の繰り返し利用については干渉の程度を過剰に見積もらないとともに、既存の(すでに免許を取得している)放送局の周波数を移動させて逼迫の程度を低減するといった方法も検討すべきである。</p> <p>(理由3) 新たな周波数を利用するに際しては、その新たな周波数を他に利用すること(以下、「他の利用」)よりもコミュニティ放送に利用するほうが経済的に合理的であることを示すべきである。そのような検討がないままコミュニティ放送に新たな周波数を確保すると、「他の利用」のために、さらに別の周波数を確保する必要が生じるという玉突きが発生する恐れがある。どうしてもコミュニティ放送のために新たな周波数を確保するのであれば、「他の利用」を具体的に列挙したうえで、それらは経済的に合理的でないため、今後、周波数を確保する予定はないと宣言すべきである。</p> <p>【個人K】</p> | <p>「基本的方針案」の公表・意見公募が行われております。</p>           |
| 50 | <p>76MHz～90MHz 帯域における、新規割り当て可能な周波数の不足に関して</p> <p>(1) 現行の技術基準、具体的には中継局の混信保護比等を見直す。</p> <p>(2) その上で、ひとつの放送局(親局)あたり、中継局の周波数を出来る限り削減する。具体的には中継</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> |



|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
|                 | 局のSFN化を目指す。<br>【個人M】  |   |
| ・臨時災害放送局の開設の円滑化 |   |   |
| 51              | <p>災害発生時において、被災地への情報提供等ラジオ放送の果たす役割は極めて重要です。</p> <p>県域(広域)ラジオ局とコミュニティー放送や臨時災害放送局のような局所的情報を主体とする放送局との連携強化が放送ネットワークの強靱化には不可欠であり提言に賛成します。</p> <p>臨時災害放送局の開設に時間を要していたのでは、災害拡大を防ぐことが困難となります。</p> <p>各自治体ごとに臨時災害放送局が開設可能な周波数について予め検討・開示しておき、必要時に即座に開局できる制度整備を望みます。</p> <p>また、臨時災害放送局設備の円滑な導入や受信機の普及のためには、各自治体への国の支援が必要と考えます。</p> <p>【株式会社山陰放送】</p>                             | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> |
| 52              | <p>臨時災害放送局開設について、関東総合通信局でも開設の手引きを発行していただきたい。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p>   | 同上  |
| 53              | <p>災害FMはいまコミュニティー放送化による存続か、廃止か岐路に立たされています。復興ラジオとしての地域メディアの存在意義は決して薄れることなく、むしろ日増しに重要性を増しているように思えます。災害FM局が残っているいま、きちんとその意義と課題を再確認し、今後の災害発生時に各自治体が災害FM局を立ち上げる際、この震災の教訓を活かすべく、災害FM局の設営・運営マニュアルの作成を試みるなど、積極的な検証をする必要があると考えます。各総通局ごと、あるいは放送事業者組織ごと、あるいはメーカーごとではなく、国の統一したマニュアルが必要です。ぜひ今年度中に災害FM局の検証・検討の機会を総務省が音頭を取って開催していただきたくお願い申し上げます。</p> <p>【いわて災害コミュニティーメディア連携・連絡協議会】</p> | 同上  |
| 54              | <p>4) 臨時災害放送局は今後も役割を果たしていけるのでしょうか？</p> <p>検討会では臨時災害放送局の活躍や役割について多く取り上げられました。岩手でも多くの臨時災害放</p>  | 同上  |

|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
|                   | <p>送局が、今も放送を続け、役割を果たし続けています。提言では、臨時災害放送局の円滑な開設ということが謳われており、被災地の取り組みがきちんと認められた証であると、大変うれしく感じています。しかし、1つ、大きな不安があります。今後、90MHzまでのガードバンドがコミュニティ放送局の開局やAMのFM活用として割り当てられてしまうと、災害が起き、臨時災害放送局を立ち上げる場合の帯域はどこに割り当てられるのでしょうか。90MHz以上の周波数帯は、既存のラジオ受信機やカーラジオでは、現状では受信できないという現実があります。もしガードバンドがめいっぱい使われてしまつては、臨時災害放送局は、受信できる端末が乏しい90MHz以上の周波数を使って開設しなければならないこととなります。それでは、最も命を救わなければならない高齢者などの災害弱者、車で通りすがりの外部訪問者への災害情報伝達が、最も手薄になってしまう可能性があります。コミュニティ放送局がたくさん開設されれば、コミュニティ放送局が臨時災害放送局に移行することによって結果的にその役割を担うことになるのかもしれませんが、全ての市町村にコミュニティ放送局が開設されるのは不可能でしょう。今回の東日本大震災の臨時災害放送局の意義を認めてくださるのなら、ぜひこの視点も踏まえた形で、今後の周波数割り当ての議論を行ってほしいと思います。</p> <p>【一般社団法人ラジオコンソーシアム岩手】</p> |   |
| <p>【経営基盤の強靱化】</p> |  |   |
| 55                | <p>経営基盤を強化するための施策が整備されて、経営上の選択肢が広がることは歓迎する。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>  | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。</p>      |
| 56                | <p>自治体へラジオの意義を広めていただきたい。認知度アップのキャンペーンなどがあると良いのではないかと。後述の自治体でのラジオの備蓄を義務化出来れば、全国の大きなキャンペーンが出来る。それによって個々の自治体のラジオへの認識が高められると思う。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> |
| 57                | <p>世のなかの流れがデジタル化に向いていることは、火を見るよりもあきらかであり、特に通信情報分野の日々の進化は非常に早いものがある。</p> <p>各分野もICTの活用を目指していくなかで、新しい分野に乗り出すということではない経営基盤を強靱</p>   | <p>同上</p>                                   |

|                |   |                                      |
|----------------|---|--------------------------------------|
|                | 化することは、広く問われるべきであると考え。<br>【コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス】   |                                      |
| 58             | 「分社化、持株会社化等による主体的な事業再構築を後押しするための環境整備」「放送対象地域の統合の検討」「事業再編」は「マスメディア集中排除原則」を緩和するためのものであり、多様な言論空間を確保する上で看過できる物ではありません。<br>【個人D】 | 同上                                   |
| ○ 放送対象地域の統合の検討 |   |                                      |
| 59             | 民間ラジオ放送の経営環境は依然厳しい状況が続いています。<br>経営基盤の強靱化の観点から、本件について民間ラジオ放送事業者の要望に応えられる制度整備に向けて検討を進めることに賛成いたします。<br>【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】      | 本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。      |
| ○ 新たな制度整備の検討着手 |   |                                      |
| 60             | 事業再編に関し、ラジオ事業者の要望に応えられる制度整備に向けた検討に着手することに賛成いたします。<br>【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】   | 本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。      |
| 61             | 県域ラジオとの連携、広域行政圏への拡大（隣接、隣々接への拡大）など新たな制度整備に期待している。<br>【株式会社エフエム西東京】   | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| 【自治体との連携強化】    |   |                                      |
| 62             | 自治体との連携強化については、自治体の財政状況を鑑みれば、実際には難しい、とするのが現状と考えます。これを打破するために、国として思い切った施策の新設などを要望いたします。<br>【株式会社和歌山放送】                       | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| 63             | 東日本大震災以降、自治体の住民に対する情報提供は、SNS や twitter、エリアメールなど、直接情報が届くようにと高度化されている。  | 同上                                   |

|                    |   |   |
|--------------------|---|---|
|                    | <p>もちろん、それだけでは収まらない情報量やリアルタイム性などがラジオに求められる機能や期待ということがあるが、前述した情報の高度化が進む中で、アナログのままでそれ以上の利便性の確保は難しいと考える。例えば、安否情報ひとつにしても、アナログでは、ずっと聴き続けなければならない。複数の情報コンテンツを一度に届けることができないということは、受信者の多様なニーズに応えることができないということである。特に、すでに自治体との連携が構築されているコミュニティ放送局では、ことから、自治体が発信する被災者の生活に密着したきめ細かな情報を、その要望に合わせて応えていく必要性がある。コミュニティ放送局が高度化することで、より一層地域住民の安心に資するものであり、それは、アナログでは難しいと考える。</p> <p>【コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス】</p>   |   |
| ○ ラジオによる自治体情報提供の推進 |   |   |
| 64                 | <p>自治体との連携強化と AM 難聴地域の解消を同時に進めるための一つの方法として、普段は AM ラジオ局の中継局として使用し、万一の災害発生時には割込み装置を使って独自の防災情報を放送できる FM 波による新たな形の受信障害対策中継局の開設検討を希望します。受信障害対策中継局は自主放送が認められておらず現在の制度では実施は困難ですが、それが実施可能な新たな制度ができれば、災害に強く、自治体、放送事業者双方に有益な放送ネットワークが構築できると考えます。</p> <p>福島県内には、コミュニティ FM 局を立ち上げる事が困難と思われる小さな町村が数多くあります。また、そうした町村の多くは中波送信所から遠く離れているため、その殆どが難聴問題を抱えています。</p> <p>そこで、コミュニティ FM 局で導入されているような自治体からの割込み可能な中継局を自治体と一体となって設置することが可能になれば、普段は AM ラジオ局の中継局として使用し、万一の災害発生時には割込み装置を使用して、自治体独自の意思で必要な情報を直接住民に届ける事が可能となります。そうした自治体による割込みが可能な中継局は、防災、減災に大きく寄与し、国土強靱化にもつながるものと思われま。</p> <p>しかし、単に中継局の設置であれば、地方自治体が放送の受信障害解消を図るために放送の再送信を行う受信対策中継局を設置することは可能ですが、現行の制度では割込み装置など使用して自治体が独自番</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、本中間取りまとめ（案）の提言において、「コミュニティ放送がない地域においても、市町村が要望する場合に、一定の条件の下で、県域ラジオ放送事業者が、その一部の中継局のみを活用することにより、市町村や NPO 等の協力を得て、当該市町村の住民への地域情報等を提供することは、地域社会のニーズに応えるという点で有意義である」としています。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>組を送出することはできません。受信対策中継局の仕組みを弾力的に運用できる新たな仕組み作りが必要だと考えます。</p> <p>また、緊急割込み放送を中継所単位で実現するためには、現地の自治体と中継所を結ぶ中継回線が必要です。中継所となる山の多くは有線回線が引けない場所が多く、無線による STL が必要ですが初期設備費が膨らみます。</p> <p>一方、割込み可能な中継局の設置を希望する自治体は予算規模が小さく、自治体独自の予算で中継局を整備することは困難です。過疎地での放送ネットワーク強靱化のためには町村の予算措置を助ける新たな制度が必要です。</p> <p>福島県内には、高齢化が進む過疎地の他に、原発事故で避難を強いられた難聴地域を含む町村が数多くあります。町村への助成措置が制度化されれば、福島第1原発から20km圏内の旧警戒区域の町村の難聴対策にも積極的に取り組み、住民の帰還推進に寄与したいと考えます。</p> <p>【株式会社ラジオ福島】<br/>同旨：福島県大沼郡金山町</p> |  |
| 65 | <p>災害時に備えて、自治体情報提供を今以上に推進していくことは賛成ですが、従来、平時には自治体からの情報提供番組等は有料で行っている場合が多く、国から自治体への対策費等の配慮が必要ではないかと考えます。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>  |
| 66 | <p>県域ラジオの中継局利用が提言されているが、CFM もその一翼を担う事が出来るので、CFM の利用も提言に含めて欲しい。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p>   | <p>本中間取りまとめ（案）の提言において、「現在、主に都道府県においては県域ラジオ放送により、市町村においてはコミュニティ放送により、その自治体情報等の提供が行われているが、こうした取組を一層推進する必要がある」としていま</p> |

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
|                 |   | す。  |
| 67              | <p>公共情報コモンズは、災害時の避難勧告・指示など災害関連の情報はじめとする地域住民に向けた公共的な情報伝達に関し、情報発信者（自治体等）と情報伝達者（放送事業者等）の間に共通の情報基盤（コモンズ）を構築することにより、情報配信の簡素化、一括化や標準化を実現し、ラジオを含む多様なメディアを通じて地域住民への迅速かつ効率的な情報提供を実現するサービスです。</p> <p>このサービスは、総務省の「地域の安心・安全情報基盤に関する研究会」報告書（平成20年7月2日公表）における「安心・安全公共コモンズ」の早期構築の必要性に関する提言に基づき、総務省による実証実験を踏まえ、平成23年度より一般財団法人マルチメディア振興センターが公益目的事業として実用化したものです。加入者は最近急増し、現在、自治体や、テレビ、ラジオ放送事業者など300団体以上がこのサービスに加入しており、平成27年度までにほぼ全ての都道府県に参加いただくとともに、できるだけ多くの放送事業者に参加していただくことを中期的方針としています。</p> <p>ラジオによる自治体情報提供の推進にあたっては、この公共情報コモンズを活用していただくことが、自治体、放送事業者双方にとって比較的負担が少なく、容易に利用が可能であり、極めて有効な手段であると考えられますので、「3 自治体との連携強化」の項目の中に、以下の文言を含めていただきますようお願いいたします。</p> <p>（案文）</p> <p>また、ラジオによる自治体情報等の提供にあたっては、災害関連の情報はじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である「公共情報コモンズ」を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していく必要がある。</p> <p>【一般財団法人マルチメディア振興センター】</p> <p>同旨：株式会社エフエム西東京</p> | <p>ラジオ放送による自治体情報の提供をさらに促進する上で、「公共情報コモンズ」の活用は有意義であることから、「第4章 提言」の「3 自治体との連携強化」の「(1) ラジオによる自治体情報提供の推進」に以下の文言を加えます。</p> <p>「さらに、ラジオによる自治体情報等の提供にあたっては、災害関連の情報はじめ、地域住民に向けた公共的な情報の伝達に関する共通の情報基盤である「公共情報コモンズ」を活用していくことが有効であり、こうした取組を一層推進していく必要がある。」</p> |
| ○ 災害放送等に関する連携強化 |   |   |
| 68              | <p>地域の災害情報の充実等に向けて、自治体、放送事業者、総合通信局等の連携強化するにあたり、より確実に安定して災害放送を継続させるために送信所等を維持するための関係車両等の通行、燃料確保等に</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるもの</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>向けて、国の積極的枠組み作りを希望する。</p> <p>【株式会社秋田放送】</p>   | と考えます。   |
| 69 | <p>当社は災害対策基本法に基づく指定地方公共機関に指定されております。</p> <p>現在、中国総合通信局を事務局に、自治体、放送事業者、警察、消防、通信インフラ系企業、生活インフラ（電力・ガス…）系企業等を構成員とする「中国地方非常通信協議会」が定期的に会合を持ち、訓練も実施しております。</p> <p>上記以外にも、当社をはじめエリア内放送事業者は、広島県防災会議、広島県水防協議会、広島市防災会議のメンバーとなっております。</p> <p>これらの組織を基に、迅速で確実な情報提供のために、より実効性のある体制となるよう当社も努力し、連携強化を図ってまいります。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>  | 本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。  |
| 70 | <p>5) 災害情報伝達を担う自治体と放送との関係という視点がもう少し必要ではないでしょうか？</p> <p>災害が起きた時、最も早く、直接住民に情報を呼びかけることができる手段は防災行政無線です。しかし残念ながら今回の大震災では、津波が来るまで防災行政無線で呼びかけ続け、亡くなった役場の職員もいました。そして津波や停電によって、多くの防災行政無線が機能不全に陥りました。このため、多くの臨時災害放送局が立ち上がり、大きな役割を果たしたのは周知の事実です。しかしこの検討会では、はじめにラジオありきで議論が進んでいた気がします。避難情報伝達が多様化・高度化する中で、自治体にとって最も効果的な情報基盤の整備とはどのような姿なのか、そこに放送ネットワークを生かすには、どのような地域メディアの再構築が求められるのか、伝達主体である自治体が主役となった柔軟な議論が行われることを期待していましたが、結果は、ラジオ業界の生き残りをどうするか、という議論に終始していた印象を受けました。</p> <p>1人でも多くの住民の命を救い、地域の混乱を緩和し、心の安定、暮らしの復興に寄与するという使命や役割を持つのが、放送というメディアのはずで。災害情報伝達を担う放送ネットワークの強靱化、ということで考えると、自治体とメディアが予め手を携えた形で制度設計をしておくということが、東日本</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、周波数の割当てについては、総務省から本件公表と併せて「基本的方針案」の公表・意見公募が行われております。</p> |

|                            |   |  |
|----------------------------|---|--|
|                            | <p>大震災から学ぶ最も大きな教訓の1つではないでしょうか。今後、AMのFM活用とコミュニティ放送局、あわせてV-Lowマルチメディア放送への周波数割り当てという議論に進んでいくと思いますが、こうした放送本来の使命や役割を棚に上げ、単なる機械的な割り当てにならないような納得性のある施策を期待します。</p> <p>【一般社団法人ラジオコンソーシアム岩手】</p>  |  |
| <p>【新たなアイデアによる事業展開の推進】</p> |   |  |
| <p>71</p>                  | <p>当会は、コミュニティ放送局のサイマル配信を行っているが、インターネットに配信をすることは、確かにアナログ放送の補完ということであれば一定の効果はあるし、可能性もある。しかし、この形態では、いずれ放送が主なのか、通信が主なのかはわからなくなってしまうであろう。</p> <p>世のなかのニーズに応えるスピードも技術の多様化も放送業界は数段遅れていることは否めない。放送でできることは通信でできるという時代もそう遠くではない。災害時の通信の輻輳も解決されるかもしれない。</p> <p>しかしながら、放送の社会性、文化性や電波伝搬の効率性、環境に優しいことなどの優位性も十分にある。</p> <p>放送局が高度化することによって、通信分野とのシナジー効果やケミストリーが生まれ、受信者、聴取者によりグレードUPしたコンテンツやサービスが提供できると考える。通信の世界はデジタルであることから、アナログでは、限界があると考えます。</p> <p>コミュニティ放送局が全国にこれだけ普及してきた理由のひとつには、県域ラジオ局は「おらが町の情報」を放送しないので、「おらが町の情報」は「おらが町で放送する」ということである。また、当該県域全般が放送対象地域である県域の情報も、基本、どこの場所でも聞こえるわけで、当該住民もどの番組を聴くかは使い分けているものと考えます。</p> <p>例えば、島嶼を抱える県域で島のコミュニティ放送と連携することは十分考えられるし有効であろうが、それ以外の事由で特段に力を注ぐ必要があるか疑問である。</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、デジタルラジオ（V-Lowマルチメディア放送）については、総務省から本年3月25日から4月24日まで参入希望調査を実施し、その結果等も踏まえ、周波数の割当てについて、総務省から本件公表と併せて「基本の方針案」の公表・意見募集が行われております。</p> |



|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>ケーブルテレビ、地上波テレビ等は、デジタル化がなされている。</p> <p>ケーブルテレビとコミュニティ放送は、共に「地域」という括りがあることから連携の可能性は強いが、ケーブルテレビがデジタル化された事業である以上、コミュニティ放送局もデジタル化し、共に地域の高度な情報化に資することのほうが自然な考え方である。</p> <p>【コミュニティ・サイマルラジオ・アライアンス】</p>  |   |
| 72 | <p>新たなアイデアを検討すること自体には、反対するものではない。ただし、受信料制度によって支えられ、財政が安定的で規模の大きいNHKの業務範囲の無制限な拡大につながるのであれば、懸念を表明する。情報入手手段や言論の多元性、多様性に影響が及べば、放送ネットワークの強靱化という目的に反することとなるからである。</p> <p>【日本新聞協会メディア開発委員会】</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>   |
| 73 | <p>県域ラジオ事業者について、サービスの「エリアフリー化」の推進と「メッシュ化」について触れられており、関係者において続き検討が行われることを期待する旨の記述については、非常によい視点だと思います。ただし、全般に関して強靱化される放送ネットワークが既存の放送局や音声メディアであるアナログラジオ放送だけに偏って前提とされている印象を受けます。</p> <p>① ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進 の文中、ラジオ受信機へのワンセグ放送の音声を受信する機能の組み込みや、スマートフォン等へのラジオ放送を受信する機能の気見込みを推奨とありますが、アナログラジオをワンセグ対応させるということは、機能的、ハードウェア的にはISDB-Tsbによるデジタルラジオ端末の製造と普及に近接したことと思います。</p> <p>② 受信機の普及において、市販されていない帯域対応の受信機の普及について、アナログラジオだけに限定なのでしょう。デジタル放送が行われる場合の端末普及に関しても記述がありませんが、公的機関等が自主的な取り組みをすることはデジタルは除外されているのでしょうか。本案がアナログ放送だけに限定した議論だとするならば統一感があるのですが、強靱化される放送ネットワークに別途、参入意向調査を行っておられるデジタル・マルチメディア放送が含まれているのであれば記述には少し違和感を感じます。</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、デジタルラジオ（V-Lowマルチメディア放送）については、本年3月25日から4月24日まで参入希望調査を実施し、その結果等も踏まえ、周波数の割当てについて、総務省から本件公表と併せて「基本的方針案」の公表・意見募集が行われております。</p> |

|                                |  |  |
|--------------------------------|--|--|
|                                | 【個人M】  |  |
| ○ コンテンツ配信の広域展開                 |  |  |
| ・インターネットによる海外を含む、より広範囲のコンテンツ配信 |  |  |
| 74                             | <p>現在、ラジオ放送が地域に密着した放送を行い、地域の聴取者に支持されることで、「放送の地域性・多元性・多様性」が確保されており、これがエリア免許制度の意義であると考えます。「エリアフリー化」はやり方によっては、大きな市場を重視する経済効率性が優先され、市場規模の大小に関係なく地域に根ざしている県域ラジオ放送の経営の弱体化を招く可能性があります。地域に密着することで地域文化を担っている県域ラジオ放送の弱体化は、「放送の地域性・多元性・多様性」を損ない、ひいては「メッシュ化」推進にとってもマイナスとなることを危惧します。「エリアフリー化」はコンテンツの広域展開のためのあくまでも手段であると考えます。本来の目的であるコンテンツの広域展開は、エリア免許制度との整合性に配慮しながら進めるべきと考えます。従って、「エリアフリー化」の実施方法については、様々な観点からの慎重な検討が行なわれる事を要望します。</p> <p>【株式会社CBCラジオ】<br/> 同旨：TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ、北日本放送株式会社、四国放送株式会社、静岡放送株式会社、株式会社中国放送、北海道放送株式会社、株式会社東京放送ホールディングス</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、本中間取りまとめ（案）の提言において、新たなアイデアによる事業展開の推進について、「これらの施策の多くは、聴取者のニーズを踏まえつつ、まずは、各事業者が自らの判断で取り組むべき事項であるが、関係者において真摯な検討が引き続き行われることが求められる」としています。</p> |
| 75                             | <p>サービスのエリアフリー化は大きな課題です。</p> <p>原発事故の影響で、福島県は未だ16万人近くの被災者が避難生活を強いられています。更に、その内、6万人近くは県外への避難となっています。</p> <p>昨年3月まではradio復興支援プロジェクトとして国内はエリアフリー化されていましたが、残念ながら継続されることはありませんでした。</p> <p>一方、FM局は携帯キャリアとの連携でLISMO WAVEやドコデモFMにより課金型でエリアフリーを実現しています。更に、コミュニティーFM局、臨時災害FM局ではJCB Aインターネットサイマルラジ</p>  | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>オが運用され、エリアフリーが実現しています。しかし、AM局はクロスネット局が多く、しかもラ・テ兼営、ラジオ単営など経営形態も異なることなどから、足並みをそろえる事は困難です。</p> <p>当社では、東日本大震災の発災当時、U S T R E A Mの協力で音声をサイマル配信しましたが、海外で生活する福島県出身者や福島ゆかりの方々から、安否の確認や応援のメッセージが寄せられるなど大きな反響を頂きました。グローバル化は今後とも一層進展する事が予想されますので、巨大災害時には地域情報を広範囲に配信することが必要だと考えます。しかし、残念ながらこれに対応できるプラットフォームが無いのが現状です。今回の放送ネットワークの強靱化の提言で、AMラジオ社にもエリアフリー化に向けての機運が高まる事を期待します。</p> <p>【株式会社ラジオ福島】</p> |  |
| 76 | <p>「エリアフリー化」がコンテンツ調達コストの上昇につながった場合、経営の強靱化に逆行する恐れがある。個々の放送事業者の経営判断を尊重するよう要望する。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、本中間取りまとめ（案）の提言において、新たなアイデアによる事業展開の推進について、「これらの施策の多くは、聴取者のニーズを踏まえつつ、まずは、各事業者が自らの判断で取り組むべき事項であるが、関係者において真摯な検討が引き続き行われることが求められる」としています。</p> |
| 77 | <p>リスナーがアクセスしやすいプラットフォームを構築することが、将来のラジオファンの拡大に極めて有意義である…という考えに、基本的に賛同いたします。</p> <p>当社も 2012 年 11 月にラジオ聴取の機会拡大と新しい時代のラジオの在り方を考え、66 番目の参加局と</p>  | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>して「ラジコ」をスタートさせました。</p> <p>将来的に「ラジコ」の県域制限を外し、エリアフリーにするということについては、営業現場などからはローカル放送の根幹に関わるという根強い反対意見もあります。</p> <p>一方では、コンテンツを鍛えれば全国を相手に勝負できるという前向きな意見もあり、統一見解には至っておりません。</p> <p>いずれにせよ、著作権問題や当該放送局全社の調整が必要と思いますが、当社は前向きに対応していきたいと考えています。</p> <p>【南海放送株式会社】</p> |  |
| 78 | <p>県域ラジオ放送の「エリアフリー化」には反対。リスナーがアクセスしやすい環境を構築することは有意義と考えるが、その範囲は無線と有線で同一であるべき。</p> <p>【山口放送株式会社】</p>  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、本中間取りまとめ（案）の提言において、新たなアイデアによる事業展開の推進について、「これらの施策の多くは、聴取者のニーズを踏まえつつ、まずは、各事業者が自らの判断で取り組むべき事項であるが、関係者において真摯な検討が引き続き行われることが求められる」としています。</p> |
| 79 | <p>・インターネットを利用したエリアフリー化については、その方向性に反対するものではないが、民放ラジオ局主導で構築したプラットフォーム（radiko）の場合、著作権使用料やローカル広告の取り扱いなど、聴取エリアを制限しているのには理由があり、配信コストをどう分担するかという問題もある。実施に当たってはこうした点に十分配慮する必要がある。</p>  | 同上   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>【株式会社日経ラジオ社】<br/>同旨：九州朝日放送株式会社</p>   |   |
| 80 | <p>・ラジオ放送について、サービスの「エリアフリー化」（広域展開）の推進と「メッシュ化」（地域密着性の強化）の推進という2つの方向性が示され、メッシュ化の方策としてはコミュニティ放送との連携があげられている。広域展開については、インターネットを使って地域や国境を越えるコンテンツ提供の必要性が論じられているが、短波という全国放送が存在し、すでにくつかの県域局が短波放送を介して全国に情報発信している点も考慮するよう要望する。</p> <p>【株式会社日経ラジオ社】</p>   | 同上  |
| 81 | <p>インターネットを通して、各種メディアとの連携によって、エリアに特化している CFM の情報が放送エリア外でも得る事が出来る。</p> <p>帰宅困難者、都心待機の方々への地元情報提供手段として、CFM が利用出来る。サイマル放送とツイッター、フェイスブックなどの SNS を活用する事が重要、さらにそれを推進、周知していかなければならない。周知を含めた制度として整備出来る事が望ましい。リスナーがアクセスしやすいようにコミュニティ FM のインターネット放送を聞く事が出来、さらに局の SNS にもアクセス出来るようなプラットフォームが欲しい。</p> <p>これは、各自治体にとっても市外にいる市民への情報提供手段になる。</p> <p>東日本大震災の時には、サイマル放送を聞いたエリア外の西東京市民が西東京の状況を知る事が出来、またツイッターでも発信したので、都心で西東京の情報を知った市民が慌てて帰宅しなくて良いという事がわかった。</p> <p>都市型 CFM のモデルとして FM 西東京を活用していただけるのではないか。県域ラジオ局（文化放送またはニッポン放送）と CFM の連携、さらにケーブル TV（J:COM）との連携も図る事が出来る。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> |
| 82 | <p>今回の提言は、ラジオを対象としたものと理解している。NHK が実施するにあたっては、①民間放送の取り組みとの調整を十分に図ること、②得られた知見は広く公開し技術的成果の共有を図ること——を求</p>  | 同上  |

|                        |  |                                      |
|------------------------|--|--------------------------------------|
|                        | める。<br>【日本新聞協会メディア開発委員会】   |                                      |
| 83                     | (1)NHK、民放ラジオとも、また国も、積極的にラジオのサイマル放送を押しすすめるべきである。<br>(2)受信者（国民）の不利益とならないように国の施策として、インフラの整備や運用、非常災害時対応、著作権等権利処理の一元化、簡素化を進めるべきである。<br>あわせて、無用なエリア制限を行わないような施策やガイドラインを設けるべきである。<br>【個人M】  | 同上                                   |
| 84                     | ラジオの IP 放送において、権利処理の簡略化、エリア制限撤廃など様々な諸問題も含めての国の支援の必要性。<br>【個人N】   | 同上                                   |
| ・NHKオンデマンドラジオアーカイブスの実現 |  |                                      |
| 85                     | NHK オンデマンドは、いまだ黒字化が達成されておらず、受信料によって賄っている本体予算への影響が懸念される。<br>提言では、ラジオドラマ等のラインナップ充実をうたっている。コンテンツの充実が聴取率の向上に資するという考え方は否定するものではないが、どのようなコンテンツが聴取率向上につながるのか、サービスの実現にどれだけの費用が必要で、収支にどのような影響が予想されるか開示されなければ、是非の判断ができない。<br>【日本新聞協会メディア開発委員会】 | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| ・各種インターネットサイトの活用       |  |                                      |
| 86                     | NHK による動画投稿サイト等へのコンテンツ提供も含めた提言であれば、これまでの NHK のインターネット事業をめぐる論議を踏まえ、慎重に行うべきだ。<br>【日本新聞協会メディア開発委員会】   | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| ○ 地域密着性の強化             |  |                                      |
| 87                     | 平成 24 年 4 月から「エリア放送」が制度化されており、フルセグ・ワンセグそれぞれによる地デジ対   | 頂いた御意見は、今後の放送行政                      |

|                               |   |   |
|-------------------------------|---|---|
|                               | <p>応テレビ、ワンセグ受信機能付き携帯端末などに向けてエリア限定の放送サービスが可能となっている。近年はワンセグ機能付き携帯電話の普及が進んでおり、災害時の対応にも期待されています。強靱化という観点から、いくつかの情報伝達手段が必要であるため、この「エリア放送」との連携も課題として検討するのが有効と考えます。</p> <p>また AM ラジオの難聴地域に対して、前述のエリア放送のワンセグによる補完についても有効な手段として検討すべき。</p> <p>【株式会社ハートネットワーク】</p>   | <p>を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>                |
| <p>・ 県域ラジオ放送とコミュニティ放送との連携</p> |   |   |
| <p>88</p>                     | <p>災害の発生時、県域局とコミュニティーFM局、臨時災害FM局が連携することは必要です。</p> <p>地震をはじめ、風水害、豪雪、火山噴火などの自然災害は、一つの市町村だけに限定して被害が発生することはありません。また、被災地に暮らす住民の生活も、居住市町村の枠の中だけに留まる事はありません。そう考えると、コミュニティーFM局、臨時災害FM局と県域局が連携し、お互いの取材力を補完しながら災害情報を伝えることはたいへん重要です。</p> <p>しかし、多くの情報が錯綜する災害発生時に、複数の局が絡む放送のネットワークを迅速に確立させるには、日頃から番組を交換したり中継を行うなど、継続的な交流を深めておく事が不可欠です。そうした連携の動きは、東日本大震災を契機に大きく進み出そうとしていますが、安定的に取り組みを進めて行くためにはそれなりの費用が必要です。特に、経営規模の小さなコミュニティーFM局、臨時災害FM局では、相互中継に必要なコーデックを購入する事も困難です。他県では、コミュニティーFM局と県域局の連携のため、県レベルで予算化され運用されているという事例もありますので、こうした都道府県の助成による連携の動きが一層加速化されることを期待します。</p> <p>【株式会社ラジオ福島】</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> |
| <p>89</p>                     | <p>都道府県の情報は県域ラジオ放送、市町村の情報はコミュニティ放送と概ね住み分けが出来ていることや東北大震災では県域ラジオとコミュニティ放送の連携が効果を奏したことから、災害発生時の情報共有や災害放送の連携のみならず、普段から共同番組など連携を図るべきであると思われます。</p>   | <p>同上</p>                                   |

|                      |   |                                      |
|----------------------|---|--------------------------------------|
|                      | 【株式会社エフエムあやべ】   |                                      |
| 90                   | <p>連携を図っていきたい。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p>   | 本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。      |
| ・ラジオ放送とケーブルテレビとの連携強化 |   |                                      |
| 91                   | <p>地デジでも実績のある、自治体や組合などが設置者となって、放送波を受信して再放送するギャップファイラーを、ラジオにおいても実現させることは、災害時の情報伝達・辺地における放送サービスの受信機会拡大の観点から有効と考えられる。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>  | 本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。      |
| 92                   | <p>すでに、現在提携強化を始めている。より具体的に今後の詰めをしていく段階。</p> <p>ケーブルTVでの再送信について、ラジオ周波数と同じ周波数での再送信にして欲しい。（関東以外の地区では、コミュニティFMのラジオ放送と同じ周波数でケーブルTVで再送信しているようだ。）</p> <p>これによって、自動（強制）起動ラジオをケーブルTVと共通の専用受信機にする事が出来て、よりラジオの周知、利便性を高める事が出来ると思われる。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p> | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| ・ラジオとテレビとの連携強化       |   |                                      |
| 93                   | <p>NHKが実施を希望するハイブリッドキャストに対しては、当委員会はこれまで具体的サービス内容が判然としないことから、意見表明を差し控えてきた。NHKによる実施も含めた提言であれば、放送法の基本概念に立ち返り、業務範囲について検討した上で、慎重に行うべきだ。</p> <p>【日本新聞協会メディア開発委員会】</p>   | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| ○ 受け手の強靱化            |   |                                      |
| 94                   | <p>都市部難聴や山岳谷戸難聴については、インターネット(Wifi含む)環境を用いた「サイマルラジオ」が有効と考える。これらの難聴が全国のコミュニティFM局が「サイマルラジオ」(CSRA)を進めた根拠でもあり、今後新たに開発される電化製品(LED照明等)、ガラス(壁)等を考えれば受信環境は悪くなくても良くなると思われる。これらの影響が無いもしくは少なく、いつでも・どこでも・だれでも持って</p>   | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |



|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
|                       | <p>いる「スマートフォン」(iphone 含む)への配信は、マルチネットワーク・マルチデバイスとして「受信者の強靱化」ともなる。</p> <p>【株式会社フラワーコミュニティ放送】</p>   |   |
| 95                    | <p>(1)新たに、安心・安全端末の目的で、受信機の緊急時・自動起動機能を強制規格化する事を目指す。</p> <p>(2)例えば、トーンスケルチ、パイロット信号の応用(多重を含む)など、安価な端末を可能とする規格化を目指す。</p> <p>(3)V-Low 帯域の FM 用の周波数拡大にも対応する。</p> <p>【個人M】</p> | 同上  |
| ・ワンセグによるラジオ放送番組の提供の促進 |   |   |
| 96                    | <p>ワンセグ放送を活用したラジオ放送番組の提供の促進について検討する場合、ラジオ放送事業者にはテレビとの兼営社、ラジオ単営社と経営形態が異なる社が存在することを念頭に、一部の局が不利益を被ることの無いよう、公平性に十分配慮した検討が必要であると考えます。</p> <p>【株式会社文化放送】</p>                  | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> |
| 97                    | <p>ワンセグ放送において、ラジオ放送番組が受信可能になることや、スマートフォン等へのラジオ受信機能の組み込みを推奨することは、ラジオ受信の多様化の観点から賛成するが、ワンセグ放送の副音声におけるラジオ放送利用は当該テレビ事業者の判断が一義的に尊重されるべきと考える。</p> <p>【朝日放送株式会社】</p>            | 同上  |
| 98                    | <p>実施に当たって地デジ運用規定を整備する際には、ワンセグ放送にも文字スーパーの規定を導入することを提案する。現在ワンセグ放送では緊急地震速報が4秒程度遅れることに対策が為されていないが、併せて整備することで、この問題に対応できる。</p> <p>【北日本放送株式会社】</p>                            | 同上  |
| 99                    | <p>情報のリダンダシーの観点から、ワンセグによる配信は検討すべきものと考えていますが、権利関係には慎重に配慮しなければならないと考えています。</p>  | 同上  |

|         |   |                                       |
|---------|---|---------------------------------------|
|         | 【株式会社中国放送】  |                                       |
| 100     | <p>いわゆるワンセグを活用したラジオ放送の番組展開については、送信設備を新たに建設することを考えれば、比較的安い費用（4000万円程度）で実施できることにメリットを感じております。</p> <p>現在、相当数のワンセグ機能を持った携帯電話が出荷されており、受信環境の整備については大きく寄与するものと考えます。</p> <p>ラテ兼営局の当社の場合は、克服すべき課題は少ないと考えますが、テレビキー局との意見交換や調整などは行われておりません。</p> <p>ワンセグの利用についてはラジオ局の問題というより、テレビ局のビジネスチャンスを経営者に渡すという部分もありますので、その面でコンセンサスを得る必要があると考えます。</p> <p>【南海放送株式会社】</p> | 同上                                    |
| 101     | <p>評価いたします。ワンセグはテレビと同じエリアであり、現在、多くのスマートフォンや携帯電話で視聴が可能です。また、従来のAM/FM受信機にワンセグの音声受信機能を搭載した商品も増えています。ワンセグ端末でのラジオ聴取が可能となれば、①地理・地形及び一部の都市型難聴の解消、②震災時には情報伝達メディアとして今以上の大きな役割、③若年層におけるラジオ離れ対策、④スマートフォンなどの受信機に搭載されるLSIにはワンセグ・V-Low両方に対応しているものもありV-Low普及へも貢献するなど、多くのメリットがあります。</p> <p>【北海道放送株式会社】<br/>同旨：北日本放送株式会社</p>                                     | 同上                                    |
| 102     | <p>ワンセグの活用は副音声ではなく、12セグメントのサイマル放送とラジオ番組の同時伝送が実現可能な1セグメントの帯域分割を提案いたします。（ワンセグのマルチチャンネル化）</p> <p>【北海道放送株式会社】</p>   | 同上                                    |
| ・受信機の普及 |   |                                       |
| 103     | <p>V-Low帯でアナログFM放送を行う場合、現在市販されている受信機は、V-Low帯に対応していない受信機が多い（特に車載機）ことから、V-Low帯に対応した受信機の普及について提言されてい</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるもの</p> |

|     |  |               |
|-----|--|---------------|
|     | <p>ます。</p> <p>検討会の構成員からもこの点について、早期にV-Lowに対応した受信機の普及に向けた準備、取り組みが必要であるとの意見が出ており、大変重要な指摘であると考えます。</p> <p>そのほか、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄や、非常用ラジオの普及、促進などが提言されています。</p> <p>これら受信機への対応については、もちろん放送事業者側の積極的な取り組みが不可欠であると考えますが、受信機普及の推進については、国の支援をいただくとともに、受信機メーカーや自動車業界等関係機関へ官民一体となって強く働きかけることを要望いたします。</p> <p>【TBSラジオ&amp;コミュニケーションズ】</p> <p>同旨：株式会社アール・エフ・ラジオ日本、大阪放送株式会社、株式会社毎日放送、山口放送株式会社</p> | <p>と考えます。</p> |
| 104 | <p>・AM局のFM波利用促進およびV-Low帯の一部FM転換を考えた場合、ワイドバンド受信機の普及は必要不可欠であります。現在、リスナーが使用している受信機に加え、携帯機およびカーラジオへのビルトインにより負担額も少なく、普及も簡単に行えると考えます。</p> <p>【四国放送株式会社】</p>  | <p>同上</p>     |
| 105 | <p>外国輸出用の製品は、V-Low帯まで受信可能な機能を持っております。こういった製品を活用し、V-Low帯まで受信可能な受信機の普及促進を進めるようお願いいたします。</p> <p>【株式会社中国放送】</p>  | <p>同上</p>     |
| 106 | <p>利用者数拡大が目覚ましいスマートフォン等モバイル端末へのラジオ受信機能搭載を促すことも受信機普及に肝要であると考えます。</p> <p>【株式会社毎日放送】</p>  | <p>同上</p>     |
| 107 | <p>「V-Low帯でアナログラジ放送が行われる場合の対応受信機の普及、公的機関におけるラジオ受信機等の備蓄、非常用ラジオの普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進。」との記載がある。</p> <p>然るに、本来V-Low帯は国策によりデジタル放送を行うものとして方針が公表され、民間もそれに呼応</p>  | <p>同上</p>     |

|               |  |  |
|---------------|--|--|
|               | <p>してその準備をするものとされてきた。したがって、アナログですら V-Low を使用することがあった場合の促進策が提言されるとすれば、「デジタル方式による対応受信機の普及、公的機関における受信機等の備蓄、非常用端末の普及等についての、関係機関等における自主的な取り組みの促進」の環境整備がなされていることが、その前提となるべきことは論理的必然である。</p> <p>【株式会社エフエム宮崎】</p> <p>同旨：株式会社エフエム愛知、株式会社エフエム青森、株式会社エフエム岩手、株式会社エフエム大分、株式会社エフエム大阪、株式会社エフエム香川、株式会社エフエム鹿児島、株式会社エフエム熊本、株式会社エフエム佐賀、株式会社エフエム山陰、株式会社エフエム東京、株式会社エフエム徳島、株式会社エフエム長崎、株式会社エフエム福岡、株式会社エフエムラジオ新潟、岡山エフエム放送株式会社、広島エフエム放送株式会社</p> |  |
| 108           | <p>自治体でのラジオ受信機（出来れば自動起動ラジオ）の普及や備蓄を義務化、人口比での量的基準も定めて欲しい。</p> <p>【株式会社エフエム西東京】</p>   | 同上   |
| 109           | <p>アナログ AM ラジオ， FM ラジオ， ワンセグ， V-Low・V-High マルチメディア放送などの受信機能を共用化した受信機の普及に対する施策の必要性について提言として記載があると望ましい。</p> <p>【株式会社ハートネットワーク】</p>   | 同上   |
| 【デジタルラジオについて】 |  |  |
| 110           | <p>国土強靱化及びデジタル・ニッポン 2013 (ITC で、日本を取り戻す。) の下、今回の「放送ネットワークの強靱化」であれば参入希望者が 72 者がある「V-low マルチメディア放送」の推進が合致すると考える。これは今回の検討会提言にあるような「経営基盤の強靱化」「新たなアイデアによる事業展開の推進」に資するものと考えからである。マルチチャンネル化や IPDC 放送などが基本となる。</p> <p>【株式会社フラワーコミュニティ放送】</p>   | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、デジタルラジオ（V-Low マルチメディア放送）については、総務省から本年 3 月 25 日から 4 月 24 日まで参入希望調査を実施し、その</p> |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | 結果等も踏まえ、周波数の割当てについて、総務省から本件公表と併せて「基本的方針案」の公表・意見募集が行われております。                                       |
| 111 | <p>2) V-Lowマルチメディア放送について、なぜ一緒に議論されなかったのでしょうか？</p> <p>地域住民に対する災害情報伝達を確実に行うための放送ネットワークの強靱化を図るとというのが検討会の目的だったと記憶しています。それならば、全国各地の実証実験で災害情報伝達に力点を置いていたV-Lowマルチメディア放送の今後についても、この検討会で取り上げるべきではなかったのでしょうか。V-Lowという言葉が検討会で出たのは、AMのFM活用やコミュニティ放送局の開設促進の帯域利用という観点からだけでした。意識的にマルチメディア放送についての話題は避けられていたようにも感じました。</p> <p>一方で、ラジオ事業者各社に対しては、検討会開催中、同時期にF活とマルメ放送の2つの参入意向調査が行われ、事業者の中では、正直、相当の混乱が生じていました。この2つの議論はやはり一体として論じる方が、放送ネットワークの強靱化の検討にふさわしかったのではないのでしょうか。地デジという国民的努力によって空いた貴重な帯域を出来る限り有効活用するためには、どのような割り当てが合理的かつ公共的であるのか、納得性できる施策を望みます。そしてできるだけそのプロセスについては公開していただくよう、お願いいたします。</p> <p>【一般社団法人ラジオコンソーシアム岩手】</p> | 同上  |
| 112 | <p>ラジオのデジタル放送化は、完全に放棄されてしまったのでしょうか？</p> <p>私の意見では、ラジオのデジタル放送化も放送ネットワークの強靱化に役立つ可能性があると思うので、本件取りまとめにおいて一言ぐらい言及するべきだと思います。</p> <p>【個人B】</p>   | デジタルラジオ（V-Low マルチメディア放送）については、総務省から本年3月25日から4月24日まで参入希望調査を実施し、その結果等も踏まえ、周波数の割当てについて、総務省から本件公表と併せて |

|     |   |   |
|-----|---|---|
|     |   | 「基本の方針案」の公表・意見募集が行われております。  |
| 113 | <p>デジタル化については、民放連から提出されたようにラジオ事業者全体でのデジタル化は行わず、一部の事業者でデジタル化を検討することになっているかと思いますが、新たなアイデアによる事業展開の推進や、一部の自治体との連携強化については、デジタル化することにより容易に実現できるものも多いのではと考えられます。また、ハード事業者、ソフト事業者に分かれることにより、必要な部分に参入するという意味では経営基盤の強靱化に繋がる可能性もあるかと思えます。コスト的な問題はありますが、デジタル化のほうが帯域を有効に利用できますし、送信電力も少なく済むので、強靱化の検討項目の1項目としてラジオのデジタル化についてもきちんと調査し他の方法と比較すべきではないでしょうか。中間報告を見る限り、デジタル化については、ほとんど何も調査されていないように見えます。課題の中には事業者個別で検討することは事実上不可能で、民放連のような組織の決定が無いと動けないものもあると考えられます。デジタル化の件だけではないのですが、きちんと調査し、民放連の出した意見と違っていれば民放連に再度検討してもらい意見を求めることも、この検討会の使命ではないでしょうか。</p> <p>【個人C】</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p> <p>なお、デジタルラジオ（V-Low マルチメディア放送）については、総務省から本年3月25日から4月24日まで参入希望調査を実施し、その結果等も踏まえ、周波数の割当てについて、総務省から本件公表と併せて「基本の方針案」の公表・意見募集が行われております。</p> |
| 114 | <p>私は、東日本大震災において被災地のラジオ局各位が献身的な報道等をされたことに敬意を表していません。</p> <p>今回の提言に関しては、経営維持が困難な事業を災害時の情報伝達を口実として継続させようとするものとなっている点に違和感を禁じ得ない。</p> <p>平時における健全な経営ができるネットワークが災害時においても力を発揮できるように、諸条件を定めるのであれば話は分かるのであるが、そのような観点に立っていないと見受けられる点が遺憾である。</p> <p>現状の送信ネットワークを、従来の事業者によって維持向上させることに無理が生じているのであれば、新たな技術と事業モデルでサービスすることを検討することが基本であると考えます。</p> <p>まさにそのような取り組みが、同じ総務省において「ラジオと地域情報メディアの今後に関する研究会」にて行われ、平成22年7月に報告書が出ている。前政権での震災前の検討であったとは言え、あり得べ</p>  | 同上  |

|             |  |  |
|-------------|--|--|
|             | <p>き放送ネットワークの原則について率直な検討と報告が為されていることを、今回の検討会で全く無視している点が極めてもったいない。</p> <p>また、当検討会で取り上げられているラジオメディアの諸々の困難性は、今後世界の各国が同様に抱えていく課題であるとも考えられる。</p> <p>私としては、音声メディアを、他のメディア（映像や IPDC など）も含めて一括して伝送できる V-LOW マルチメディア放送ネットワークを世界に先駆けて構築し、ワンセグが高い評価を受けている ISDB-T に続いて世界へと普及・拡大していくことが望ましい姿であるように思われます。</p> <p>幅広い国民的議論が今後進められることに期待してやみません。</p> <p>【個人N】</p>  |  |
| <b>【全体】</b> |  |  |
| 115         | <p>本提言は、ラジオ放送が災害時に果たしてきた役割、又、地域情報・地域文化の担い手たる役割を理解し評価していただいた上で、将来にわたってその重要な役割を担っていくためにラジオ放送事業者が取り組むべき課題を、「放送ネットワークの強靱化」のみならず、「経営基盤の強靱化」、「自治体との連携強化」さらには「新たなアイデアによる事業展開の推進」といった多面的な視点から指摘、それらへの示唆に富んだ提言と理解しております。</p> <p>特に我々 AM ラジオ放送事業者にとっては、最重要課題である「難聴問題」「送信設備の災害時の脆弱性等の課題」の解決に向け、大いなる期待が持てる内容であると同時に、経営面における厳しい現状を打破するための重要な提案が数多く示されており、今後、ラジオ放送事業者として積極的、かつ真摯に検討すべき内容であると受け止めております。</p> <p>限られた期間にあって本提言作成のために労を多とされました構成員の皆様、そして事務局の皆様にあらためて敬意を表します。</p> <p>【株式会社ニッポン放送】</p> <p>同旨：株式会社 TBS ラジオ&amp;コミュニケーションズ、株式会社文化放送、株式会社和歌山放送、青森放送株式会社、株式会社秋田放送、朝日放送株式会社、北日本放送株式会社、九州朝日放送株式会社、</p> | <p>本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。</p> |

|     |   |                                      |
|-----|---|--------------------------------------|
|     | 株式会社高知放送、株式会社中国放送、南海放送株式会社、西日本放送株式会社、株式会社毎日放送、株式会社山梨放送、日本テレビネットワーク協議会ラジオ部会、日本テレビ放送網株式会社、一般社団法人日本民間放送連盟  |                                      |
| 116 | <p>提言で述べられた放送ネットワークの強靱化や経営基盤の強靱化、新たなアイデアによる事業展開等の具体化にあたっては、昨今のAMラジオ広告市場の急激な縮小も鑑み、既存放送事業者の意向を十分尊重していただくことを希望する。</p> <p>【青森放送株式会社】</p> <p>同旨：株式会社和歌山放送、西日本放送株式会社、株式会社山梨放送、株式会社エフエム愛媛、日本テレビネットワーク協議会ラジオ部会、日本テレビ放送網株式会社、一般社団法人日本民間放送連盟</p>  | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| 117 | <p>社会全般において、よりラジオの活用を促進し、日頃からラジオに親しむように向けることが必要であると考え。特に教育に関してはその余地が大いにあり、現在でも放送大学や語学番組は広く活用されているが、学校現場においてもラジオ番組や学校放送の利用、音声メディア教育の推進など、より一層の活用推進が望ましいと考える。</p> <p>当社では昨年より、午後のワイド番組の中に「ご近所小学校」というコーナーを設けて、給食時間に小学校から中継すると共に、それを当該小学校の学校放送にも流してもらい、普段ラジオに接することの少ない小学生にラジオの楽しさを感じてもらっている。</p> <p>【北日本放送株式会社】</p> | 本中間取りまとめ（案）の考え方に賛同する御意見として承ります。      |
| 118 | <p>・東日本大震災以降の有事対応への取り組みを考慮すると、経営困難が目の前に迫っているAM局の救済を国が検討、実践して頂けるならば情報サービスの安定供給、ひいては国民が安心安全に暮らすための一助になると考えます。</p> <p>【四国放送株式会社】</p>   | 頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。 |
| 119 | AM放送は、辺地を含む広大なエリアのサービスに努めてまいりました。しかしながら、ラジオ広告市場の衰退、中継局の更新費用・土地確保など多くの課題がある中、親局以外に16の中継局を有する弊社におきましても、今後の中継局の維持・更新は、自助努力の限界となっております。災害放送の有用性や  | 同上                                   |



|     |  |    |
|-----|--|----|
|     | <p>ラジオの将来を見据えたとき、ラジオ放送は伝送路やデバイスに縛られることなく、AM・FM・V-Low・ワンセグなどいずれかの手段によりあまねく聴取可能とすることが重要と考えます。</p> <p>このような「伝送路・デバイスの多様化」は、聴取者の利便性が向上し、かつ、放送事業者の自主的な取り組みによる「ラジオの強靱化」が図られると考えます。</p> <p>【北海道放送株式会社】</p>  |    |
| 120 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間とりまとめ(案)で、第4章の提言の中に「短波放送」の記述がまったくなかったのは残念である。</li> <li>・ 全国放送である短波ラジオは災害対策基本法上の指定地方公共機関に指定されており、防災に寄与する責務を負っている。(参考資料の第2章の3、自治体と放送事業者の連携の項を参照)</li> <li>・ 3・11の東日本大震災の際には東北の被災地で一時的に停波するラジオ局があったが、その放送エリアにも短波放送の電波は届いており、地元ラジオ局の放送が聴取できなくても、受信機があれば短波放送を聞くことができた。</li> <li>・ 3・11の直後、福島のラジオ局の災害情報を短波放送により全国放送し、原発事故後に県外に避難した住民やその家族、親戚、友人に現地の情報を伝える役割を果たした。</li> <li>・ 上記のように短波放送はラジオ放送の一方式として定着し、特に唯一のラジオ全国放送として、災害時の情報伝達にも大きな役割を果たしている。制度設計に当たっては、短波もネットワーク強靱化の対象に含めるよう要望する。</li> <li>・ 提言の中にAM放送という言葉が繰り返し使用されているが、放送法にはAMという表現はなく、周波数の違いにより中波、短波、超短波と分類されている。これに対し、ラジオ放送を変調方式で分類した場合に、AM(振幅変調)とFM(周波数変調)の2方式があり、中波、短波はともにAMの中に含まれる。この提言の中でAMと表現されている部分は、中波・短波共通のことを指すと定義し、短波を強靱化政策の対象に含めて制度設計するよう要望する。</li> <li>・ 提言では、地域密着型情報ネットワーク、コミュニティ放送の普及促進、自治体との連携強化などの必要性が強調されているが、災害時に国民が必要とする情報は必ずしも限定されたエリア内の地域情報だけとは限らない。政府をはじめ、電力などのライフライン企業、航空、新幹線など広域移動に必要な交</li> </ul> | 同上 |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>通機関、金融機関など公益性の高い民間企業などの持つ一次情報をあまねく国民に知らせるには、広域放送、全国放送の役割も大きい。放送ネットワークの強靱化にあたっては、広域放送、全国放送の重要性も考慮した制度設計を要望する。また、ラジオ局側の設備の強靱化に加えて、これらの一次情報源がインターネットのバックアップとして放送波、特にラジオ電波を活用するよう啓蒙していくことも重要である、と考える。</p> <p>【株式会社日経ラジオ社】</p>   |   |
| 121 | <p>電源不要の AM ラジオ受信機も制作可能であることを忘れてはならないと考える。</p> <p>【株式会社フラワーコミュニティ放送】</p>   | 同上  |
| 122 | <p>1) 結局、誰のための何のための検討会だったのでしょうか？</p> <p>検討会では、特に AM 事業者の強靱化という所に議論が偏っていたように思いました。それも結果的には、一部の特定の都市部のラジオ局の強靱化にしかならないような議論ばかりだったのではないかという印象を受けました。特に FM 活用についてです。これは、財政基盤が比較的盤石なキー局や NHK は、周波数さえ割り当ててもらえれば自力で行うことも可能だと思います。</p> <p>しかし困窮する地方の県域民放 AM 局にとっては、財政支援なしではとても行えるものではありません。穿った見方かもしれませんが、この検討会は、これまで今回の被災地 3 県の県域局を始め、災害情報伝達に力を注いできた実績のある地方県域民放 AM 局のことをだしに、キー局及び NHK の強靱化のために開かれた検討会ではなかったのかとすら感じてしまいます。また、本検討会開催前には盛んにメディアで FM 転換という言葉が広まり、あたかも全ての AM 事業者が FM に移行するというような雰囲気でしたが、それはいつの間にか FM 活用と言葉を変え、トーンダウンしたことも、被災地から見ていて大きな違和感を覚えました。</p> <p>【一般社団法人ラジオコンソーシアム岩手】</p> | <p>本検討会は、放送、特にラジオについて、送信所の防災対策、放送施設の老朽化、都市部や山間部での難聴、広告収入の減少といった課題が山積している中、今後とも災害情報等を国民に適切に提供できるよう、放送ネットワークの強靱化の具体的方策について検討してきたものです。</p> |
| 123 | <p>『『放送ネットワークの強靱化に関する検討会』中間取りまとめ(案)』を拝見しましたが、ただ事例が羅列されているのみで、放送事業者の災害報道のあり方や支援体制など、もっと他に「提言」すべき事があるのではないのでしょうか。</p>  | <p>本中間取りまとめ(案)は、放送、特にラジオについて、送信所の防災対策、放送施設の老朽化、都市部や</p>   |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>また、「ラジオによる自治体情報提供の推進」「新たなアイデアによる事業展開の推進」「コンテンツ配信の広域展開」「地域密着性の強化」など、国から「提言」されないといけない性質の物なのでしょうか。</p> <p>【個人D】</p>  | <p>山間部での難聴、広告収入の減少といった課題が山積している中、今後とも災害情報等を国民に適切に提供できるよう、放送ネットワークの強靱化の具体的方策について検討し、その結果を取りまとめたものです。</p> |
| 124 | <p>今は、21世紀、平成の時代であり、AMラジオ放送以外何も無かった昭和30年代と違うのである。既に半世紀も経ているのに、東日本大震災において災害情報の提供など国民が安心・安全に生活する上で大きな役割を果たしたなどとは、地デジなど放送や通信の政策失敗を棚上げしていると言えぬ。GPS搭載のカーナビがあっても標高が表示されない、交通信号機は、停電で機能停止では、津波で大勢の方が逃げられず亡くなってしまったのも当然の結果と言える。更にインターネット全盛の時代であり、携帯電話やタブレット端末を持っておりツイッターで知らせようにも、中継基地局が停電で機能停止してしまい使い物にならない。自治体は紙とエンピツで安否確認をしていたという。つまり失敗した政策を放置しておいて、石器時代とも言えるAMラジオ放送などを強靱化させようなどとは時代錯誤もはなはだしい。多くの電子機器はノイズが野放しであり、住宅は密集し高層ビルが多く建設され、AMラジオ放送などは雑音だらけで聞けたものではない。日本は、もっと静止衛星を打上げ活用すべきと提言したい。テレビも衛星にしてあれば、車で受信できたのである。カーナビに海拔表示がされ、交通信号機がバッテリー駆動で衛星通信で制御できていれば、津波の避難ももっと効率的だったはずである。AM/FMラジオ放送は音声だけしか提供できないので音楽番組やNHKラジオ深夜便のような娯楽に使えば良いと考える。</p> <p>【個人G】</p> | <p>頂いた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とされるものと考えます。</p>   |
| 125 | <p>22ページに平成5年売上高を100として、AM単営事業者は平成23年に48まで落ち込み、FM事業者も67です。</p> <p>しかし、FM事業者の中にはコミュニティ放送局が数多く含まれていることを忘れてはなりません。コ</p>   | <p>同上</p>   |

コミュニティ放送が何故、急速に増えるのかも考えないといけません。

コミュニティ用のFMの周波数は都市部を中心に不足する状態ですね。

これを見れば、ラジオが単に廃れてゆく媒体と位置付けることはできません。

きっと、今の県域やそれよりも広い広域ラジオ局（関東、関西、中部）の売上高がよりひどく落ちているのではないのでしょうか。

ラジオの歴史は1世紀近いです。近代においては、同じ産業が1世紀続くことは稀です。

ここが一つのポイントになると思います。

平成32年までに、少なくとも津波被害に弱いAM放送は全廃するという前提だろうと拝察されます。

これらを前提に、意見を述べさせていただきます。

アメリカのラジオ局数（11305局）、ラジオ局所有者数（3408者）、それでもずっと局数は増えています。

売上高もリーマンショック後落ちているが、概ねリーマンショックの前の7割程度で既に回復途上です。

アメリカは小さな放送局が沢山あり、インターネットで世界に自国文化の情報を流しています。

イギリスもいろいろ云うが人口比では日本よりはるかにラジオ局の数は多いと思うのです。

こうしたことを考えれば、コミュニティ放送を中心に人々がより身近な放送を行う放送局も求めていると推察されます。

それと携帯電話やタブレット端末を活用が不可欠です。

AMラジオの全廃される平成32年を考えれば、ムーアの法則により携帯電話やタブレット端末は現在の一般的なハードディスクの容量の1テラバイト程度の半導体メモリーが搭載され、クラウドとの接続も一般化されていると推測されます。

逆に言えば、携帯電話やタブレット端末を上手く利用できれば、携帯電話会社との連携も可能になります。

私も、電波有効利用の促進に関する検討会を傍聴しましたが、電波利用料は揉めました。その理由は携

帯電話事業者が利用料の大部分を負担して、放送事業者が少ないことです。

それに新たに防災行政無線に用途拡大はできないかという問題でも揉めました。

これらを包括的に收拾する方法として、大規模災害時等の通信の輻輳時に、同じ情報を得るのであれば放送の受信機能を携帯電話やタブレット端末が持つことで、携帯電話会社や固定通信事業者の負担軽減につながれば、ある部分はラジオのデジタル化への協力が可能かもしれないと思うのです。

それと防災行政無線の機能もデジタル化したコミュニティ放送の中に入れてはどうですか。

当然、インターネットを利用した全国（全世界）に放送を中継する前提です。

ある一定時間は毎日行政情報を流せば、防災行政無線と同じ効果もあるし、都市に出てきた人もインターネットで故郷のラジオや行政情報を聞いたら故郷忘れないのではないかと思うのです。

それに外国語放送も可能です。

それは携帯電話やタブレット端末の価値も高めます。

運動会で走る母校の姿を見たら、定年後は故郷で農家を継ごうかとも思うかも知れません。

その時に威力を発揮するのが、地元のCATV局による長時間の放送です。

テレビも含めて、インターネットを使えば画像放送も可能だし、特別の受信機も携帯電話やタブレット端末に受信機を入れたら、いろいろな機能が可能になります。

例えば、お年寄りが確実に行政情報も聴いたかも、一戸一戸の世帯からアンサーパックも可能です。

逆に云えば、長くアンサーパックが帰ってこないと孤独死等が疑われます。

このようにきめの細かな行政が可能になります。

次のようにしたらラジオのデジタル化の可能だと思います。

ドコモ等の電気通信事業者が90～108MHzを使い、最新の技術でデジタルラジオの設備（プラットフォーム）を作り、既存のラジオの放送事業者に貸して、新たにコミュニティ放送等を行いたい事業者にも、同時に貸すことが一番簡単にデジタル化を行う方法です。

これならラジオを行う放送事業者の負担も少なく、必然的にインターネットでも流せることになりま

す。

|     |   |    |
|-----|---|----|
|     | <p>基本的に設備の保守もプラットフォームを作った事業者が行うことになるということです。</p> <p>プラットフォーム自体は電気通信事業者が作らなくて、NHKや民放連が作っても構わないと思います。</p> <p>これは大規模災害が前提であり、プラットフォームは放送事業者の中継回線も含めて、完全に無線化する必要があります。</p> <p>場合によれば、この中継回線に同報系の防災行政無線に使っていた60MHz帯を使う手もあります。</p> <p>これならば無線機は安いと思います。</p> <p>マイクロ波を使えば、値段が高くなるが、これなら安くできそうです。</p> <p>こうした方式ならば、海外へも売れると思います。</p> <p>【個人K】</p>   |    |
| 126 | <p>首相官邸 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第61回）議事（H25.5）<br/>「世界最先端 IT 国家創造」宣言—第2次安倍内閣の新たな IT 戦略—(案)</p> <p>III. 目指すべき社会・姿を実現するための取り組み</p> <p>2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会</p> <p>(2) 世界一安全で災害に強い社会の実現</p> <p>①命を守り災害関連情報の提供等、防災・減災体勢の構築</p> <p>において「災害時に全ての国民が正確な災害関連情報を、確実かつ多様な伝達手段で入手可能となる強靱な防災・減災情報インフラを構築。2015年度までに、Jアラートの伝達手段の多重化・多様化を含め重層的な情報収集・伝達体勢を構築。地理空間情報を利用した避難誘導や消化活動を2016年度までに導入を検討し、2020年度に導入。」</p> <p>とある。</p> <p>この取り組みを実現するためには最新の技術やこれまで開発し実用化はできているが十分に社会化できていない技術を有効に利用すべきである。例としては前者は放送波によるIPファイルキャストの技術であり、後者は緊急警報放送技術である。特に後者はテレビ放送の場合はごく限られた端末しかEWSに対応していない。</p> | 同上 |

ラジオは音声メディアとして終戦直後の「尋ね人の時間（NHK）」のように情報内容を読み上げるだけでも有用な放送をしてきた伝統があり、今日でも災害時に頼りになる情報伝達手段であることは疑いのないところではあるが、マルチメディア放送のファイルキャスト技術を用いれば、音声ストリーミングと共に安否情報が千人単位でも短時間に端末に伝送して蓄積することができ、端末側のブラウザ機能と連動して利用者の要求に従って表示することもできる。この技術実証は、総務省主導の研究開発事業や昨年度の各地の V-Low マルチメディア実験放送でも、最短時間で端末を起動できる EWS 放送と共に確認されており、実験放送はすべてこれまで我が国が蓄積してきたデジタル放送方式技術 ISDB-T の集積の応用結果である。端末の製造についても地上波デジタル放送の部品やソフトウェアの蓄積を応用し、安価な安心・安全マルチメディア端末を製造できることも確認されている。

ラジオ放送は“すべての国民”から見て最低限を保証するメディアである。放送を受信するにあたって契約の必要や、近年家計支出の中で比重を増している通信料を支払うことなく誰でもが等しく利用できるメディアである。通信事業上で新規に開発される高度サービスも緊急メール配信を例に挙げても各々のキャリア契約者のみへの配信である。強靱化される放送ネットワークはこの“すべての国民への最低限の保証”を確保したまま、情報アクセスへの格差を解消する方向に向かうべきである。

さらに ISDB-T の海外普及を促進するという観点からも、AM 放送設備、送信機の輸出だけではなく我が国が誇るデジタル放送技術を、知的財産としての ISDB 方式、高度な防災関連システム、国や地方の防災教育等のソフトウェアやコンテンツと我が国の安心・安全の文化と共にパッケージ化して輸出すべきである。これは国内の放送ネットワークの強靱化と同期して進めることができる。そのためにもまず、国内において投資を生み、関連産業を振興させる方向でメディアデザインが必要であると考えます。

【個人M】